

第3章 パレスチナの概要・概況

3-1 パレスチナの開発状況

3-1-1 パレスチナの政治経済状況

1. 政治体制

(1) 政治動向

1993 年 9 月、PLO(パレスチナ解放機構)とイスラエル政府間で、パレスチナ自治区(ヨルダン川西岸及びガザ地域)の暫定自治に関するオスロ合意が結ばれ、翌年、パレスチナ暫定自治政府(PA)による自治が開始された。オスロ合意では、暫定自治開始から 3 年以内にパレスチナ最終的地位問題(国境線の画定・安全保障措置、パレスチナ難民の帰還問題、東エルサレムの帰属、ユダヤ人入植地の取扱い等)をめぐる交渉を開始するとしていたが、1995 年 11 月にイスラエルのラビン首相暗殺事件が起き、1996 年にイスラエルで右派リクードのネタニヤフ内閣が成立すると、オスロ・プロセスは暗礁に乗り上げた。

さらに 2000 年 9 月に第二次インティファダが勃発し、両者の対立が激化した。その後、インティファダの鎮静化により和平交渉の再開が期待されたが、2006 年にパレスチナ自治区でハマス主導の内閣が成立すると、その動きもとん挫した。直接交渉による和平プロセス再開の目処が立たない中で、2012 年 11 月 29 日に国連総会でパレスチナ自治政府の参加資格を「非加盟オブザーバー国家」に格上げする決議案が採択された。各国の投票としては、日本、フランス、イタリア、ロシア、アラブ諸国等の 138 か国が賛成、米国、イスラエル、カナダ等の 9 カ国が反対、英国、ドイツ、オランダ、オーストラリア、韓国、東欧諸国等の 41 か国が棄権している。翌日の 11 月 30 日に、イスラエル政府は、東エルサレムとヨルダン川西岸の入植地に計約 3000 戸の入植者向け住宅を建設することを決定した。同時にイスラエルは、1 億ドルの代理徴収済関税の還付(クリアランス・レベニュー)²の送金を凍結し、これまで地方自治体が滞納しているイスラエル電力公社への電気料金支払いに充当することを発表し、現在、和平機運が収縮している。

(2) 国際社会による関与

特に米国が、パレスチナ自治区とイスラエルの仲介役として和平交渉等の提案を継続的に行っている。湾岸戦争後の 1991 年 11 月には、米ソを共同議長に、アラブ・イスラエル紛争当事国の全てが参加する中東和平会議が開催された。2000 年 7 月のキャンプ・デービッド会議では、クリントン大統領がエルサレム分割案を提案した。またオバマ政権では、ヒラリー国務長官やミッチェル中東和平特使がパレスチナ・イスラエルへの訪問を実施し、2010 年 9 月 2 日、両国の直接和平交渉が 1 年 8 か月ぶりにワシントンで再開された。

² イスラエルは国境でパレスチナ自治政府の関税を代理徴収しており、手数料を差し引いた上で定期的に同自治政府に還付している。

また、2003年4月にカルテット(米国・EU・ロシア・国連)により、2005年末までのパレスチナ・イスラエル間の合意、イスラエルとアラブ諸国との包括的な関係正常化を目指す「ロードマップ」が発表されたが、合意には至っていない。

(3) 内政

2006年1月の第2回総選挙では、イスラム復興運動のハマス(イスラム抵抗運動)が与党のファタハ(パレスチナ解放運動)を抑え、過半数を獲得して第一党に躍進。同年3月にイスマーイーール・ハニーヤを首相とするハマース政権が成立した。しかし、同政権成立後のパレスチナでは、ハマースとファタハとの間で武力衝突が頻発した。また、イスラエルを承認しない立場を堅持するハマースに対して、イスラエルや欧米諸国は交渉相手とみなさない姿勢を取っている。その後、パレスチナでは、ハマースとファタハの対立緩和に向けて協議が行われ、2007年3月にはハニーヤを首相とする祖国統一政権が成立した。

しかし、同年6月には両者間での大規模な武力衝突が発生し、ガザはハマースの支配するところとなった。これに対して、アッバース大統領は非常事態宣言を行い、統一政権は解散され、サラーム・ファイヤードを首相とする緊急内閣が組閣された。ハマースはファイヤード新政権樹立を違法行為として批判しているが、イスラエルや欧米諸国は同政権を交渉相手として認めている。現在のパレスチナは、アッバース大統領・ファイヤード政権の支配する西岸と、ハマースの支配するガザとに分裂している。

2陣営による対立が続いていたが、2011年5月に両者の和解合意が成立。2012年5月、両者はアッバース議長を首相とする統一政府を樹立し、半年以内に自治政府議長選、評議会選実施を目指すことで合意した。しかし、現在に至るまで和解の進展は見られない。

2. 経済状況

(1) マクロ経済指標

パレスチナ自治区の経済は、暫定自治が開始された1994年から1999年まで、平均して10%近くの経済成長を達成した。しかし、2000年に第二次インティファダが勃発し、パレスチナ経済は著しく悪化した。イスラエル政府がパレスチナ自治区を封鎖したことで、イスラエルでのパレスチナ人労働者の雇用機会が減少したことや自治区内での移動が制限されたこと等が原因である。その後、インティファダの終焉により、経済活動が活性化し、2004年には名目GDPがインティファダ以前の水準へと回復した。

しかし、2006年1月にハマース政権が成立すると、再び国際ドナーからの援助が減少し、またイスラエルがパレスチナ自治政府への関税等の還付を凍結した。その結果、パレスチナ自治政府は深刻な財政難に直面し、機能不全の状態に陥るとともに、2006年と2007年に実質GDPはマイナス成長を記録した。さらにハマースとファタハの対立が激化し、2007年にはアッバース大統領が統治する西岸地区と、ハマースが支配するガザ地域に事実上分断された。これにより、国際ドナーからの支援を受けた西岸地域は2008年、2009年に10%前後の経済成長を達成した一方で、ガザ地域ではマイ

ナス成長を記録した。その後、西岸の経済成長は鈍化したが、ガザ地域で 2010 年、2011 年にそれぞれ 15.2%、23%の成長を記録した。これは、2008 年から 2009 年にかけてのガザ紛争の復興に伴ったもので、主に破壊されたものを再建するための建設需要であった。

このように、パレスチナ自治区の経済は、イスラエルと国際ドナーの動向に依存しており、政治状況に大きく左右されている。

表 3-1 パレスチナの主な社会経済指標

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
人口(千人)	2,962	3,053	3,138	3,225	3,314	3,407	3,508	3,611	3,719	3,825	3,935	4,048	4,168
名目 GDP(百万ドル)	4,178.5	4,194.7	3,897.2	3,432.6	3,840.9	4,198.4	4,634.4	4,619.1	5,182.4	6,247.3	6,719.6	8,330.6	9,775.3
実質 GDP 成長率(%)	8.9	-5.4	-15.4	-9.4	5.8	6.0	6.0	-8.0		2.3	7.4	6.8	9.9
GNI(百万ドル)	4,932.4	4,863.9	4,223.3	3,656.2	4,093.8	4,430.4	4,992.2	5,047.0	5,708.8	6,883.8	7,251.8	8,929.7	10,484.2
インフレ率(年間%)	—	—	—	—	—	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	—	—

出所:Palestinian Central Bureau of Statistics データより評価チーム作成

(2) 産業構造

産業別の実質 GDP の推移を下表に示す。パレスチナ自治区全体ではサービス業が GDP に占める割合が最も高く、全体の約 2 割を占めていることが分かる。また、卸売り・小売り貿易、鉱業・製造業・電気・水道、行政・国防の 3 分野がそれに続いている。

ヨルダン川西岸地区に限定したデータでは、サービス業、卸売り・小売り貿易、鉱業・製造業・電気・水道の 3 分野が各 15%以上を占め、運輸・通信・倉庫、行政・国防の 2 分野がそれに続いている。また、ガザ地区に限定したデータでは、サービス業が 3 割、行政・国防が 2 割を占め、卸売り・小売り貿易がそれに続いている。

表 3-2 パレスチナ自治区 産業別実質 GDP の推移 (2002 年～2010 年)

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
農業・漁業	249.7	251.0	296.7	253.4	267.5	292.8	355.7	373.8	430.3
鉱業・製造業・電気・水	516.3	662.6	719.0	777.8	717.1	821.9	878.3	876.8	1,050.2
建設業	188.9	218	238.4	297.9	352.9	266.3	240.8	265.6	365.2
卸売り・小売り貿易	368.0	392.1	412.4	460.8	489.4	671.9	879.1	1,013.5	1,326.7
運輸・通信・倉庫	251.8	244.4	256.4	258.4	275.7	372.5	576.2	616.4	681.8
金融仲介業	137.0	145.7	150.2	199.4	183.9	328.0	342.2	270.8	307.4
サービス業	825.9	908.6	957.2	1,048.2	1,000.2	1,060.4	1,296.3	1,432.1	1,743.0
行政・国防	562.5	576.3	598.7	625.6	616.8	628.7	734.7	969.5	1,236.0
総計	3,432.6	3,840.9	4,198.4	4,634.4	4,619.1	5,182.4	6,247.3	6,719.6	8,330.6

出所:Palestinian Central Bureau of Statistics データより評価チーム作成

単位百万ドル

(3) 国際収支

2011 年、パレスチナ自治区の財・サービス輸出額は前年比 6.9%増の 1,600 百万ドルだった。他方で、財・サービス輸入額は前年比 7.9%増の 5,930 百万ドルを記録し、貿易収支は前年比 9.2%増の 4,330 百万ドルの赤字だった。図 3-1 が示しているように、2004 年から 2011 年の間に、パレスチナ自治区の貿易赤字額は毎年約 7%増加してきた。他方で、貿易収支をパレスチナ自治区の GDP 比で見ると、貿易赤字は 2008 年の 57.2%から 2012 年の 39.5%へと縮小している。

パレスチナ自治区の主要な貿易相手国はイスラエルであり、2010 年、パレスチナ自治区の財輸入の 69.4%はイスラエルからの輸入であった。また、財輸出の 92.0%はイスラエルへの輸出であり、パレスチナ自治区の経済が大きくイスラエルに依存していることが分かる。

品目別では、2010 年の輸入品では、ディーゼル燃料油(全体の 10.8%)、天然ガス(5.5%)、ガソリン(5.3%)が上位を占めた。輸出の上位品目は、石(12.3%)、大理石(4.9%)、再溶融スクラップ(4.1%)だった。

(4) 財政状況

パレスチナ自治政府の歳入は、2008 年から 2011 年に、16.4 億ドルから 20.5 億ドルへと増加した。2011 年の歳入総額(20.5 億ドル)のうち、パレスチナ自治政府が徴収する税収は 3.7 億ドルのみに過ぎない。現在、イスラエルは国境でパレスチナ自治区向けの輸出入の管理を行い、関税を代理徴収し、定期的にパレスチナ自治政府に還付している。2011 年には、このクリアランス・レベニューの額が 14.2 億ドルに上り、パレスチナ自治政府の歳入の 70%を占めた。2012 年 11 月に、パレスチナ自治政府は国連総会でオブザーバー国家の地位を獲得したが、イスラエルはこれへの対抗措置として、1 億ドルのクリアランス・レベニューの送金を停止することを発表した。イスラエルからの送金凍結は、パレスチナ自治政府の財政状況をさらに深刻化させると見られている。

他方で歳出(経常経費)は、2008 年から 2011 年に、30.2 億ドルから 33.3 億ドルへと微増したが、GDP 比で見ると 46.2%から 33.3%へと減少した。2011 年の歳入のうち、人件費が 54%、その他経常費用が 42%、貸付が 4%を占めている。経常経費に加えて、2011 年の開発事業投資が 2.6 億ドルであり、歳出総額は 35.9 億ドルを記録した。

過去数年間、パレスチナ自治政府の財政赤字は 15~20 億ドル程度で推移してきたが、これを欧米諸国等のドナーによる財政支援が補てんする構造になっていた。しかし、2011 年には、パレスチナ自治政府の財政赤字が 16.5 億ドルであった一方で、ドナーからの支援額が年々減少してきたことにより、財政支援で補てんできない資金ギャップが 7 億ドルを超えた。これにより、商業債務の延滞や自治政府職員への給料未払いが生じた。

3-1-2 パレスチナの社会開発状況

2010 年のパレスチナ自治区全体の貧困率は 25.7%、重貧困率は 14.1%であった。西岸地区の貧困率は、2004 年以降徐々に低下している一方で、ガザ地区では貧困

率が改善されず、2009 年の時点では 2004 年の水準を上回っている。2010 年にはガザ地区の貧困率は西岸地区の約 2 倍、重貧困率は西岸地区の約 3 倍となっており、ガザ地区に貧困層が多く見られる。

表 3-3 パレスチナ自治区の貧困率(%)

	2004 年		2005 年		2006 年		2007 年		2009 年		2010 年	
	貧困	重貧困	貧困	重貧困	貧困	重貧困	貧困	重貧困	貧困	重貧困	貧困	重貧困
西岸地区	23.4	13.2	21.7	14.3	20.2	11.7	20.5	10.5	16.2	8	18.3	8.8
ガザ地区	30.2	17.2	28.4	16.8	30	16.9	49.5	32.8	33.7	19.9	38	23
パレスチナ自治区	25.9	14.2	24.3	15.3	24	13.7	31.2	18.8	22.6	12.3	25.7	14.1

出所:PCBS, Poverty Rates Among Individuals According to Monthly Consumption, 2004-2010 より評価チーム作成

表 3-4 パレスチナの主な社会経済指標

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
一人当り GDP(ドル)	1,519.2	1,477.0	1,333.0	1,140.8	1,240.4	1,317.0	1,410.0	1,363.0	1,483.0	1,737.0	1,815.0	2,185.9	2,489.2
一人当り GDP 西岸	1,711.3	1,683.0	1,486.1	1,263.2	1,320.0	1,457.1	1,477.4	1,565.0	1,809.3	2,256.3	2,307.0	2,715.4	3,137.6
一人当り GDP ガザ	1,217.9	1,155.7	1,095.6	952.0	1,118.1	1,103.1	1,307.5	1,057.5	992.3	959.5	1,082.0	1,400.7	1,534.8
失業率(%)	13.0	12.4	13.8	17.0	18.2	20.0	22.2	20.5	19.1	24.2	26.4	26.8	28.4

出所:Palestine Central Bureau of Statistics データより評価チーム作成

3-2 パレスチナの開発計画

パレスチナ自治政府は、3 年毎の開発目標を定めた中期開発計画を策定している。2004 年 12 月には、オスロで開催されたパレスチナ支援調整会合(AHLC)において「中期開発計画(MTDP)」(2005～2007 年)を発表した。同計画では、貧困削減、失業率の低減、社会基盤の整備、政府機能の回復を重点分野として設定し、ドナーからの支援を緊急人道支援から開発支援にシフトさせ、持続可能なレベルに貧困率を削減すること、パレスチナ自治政府の能力向上により効果的開発を行うこと目標にあげた。

2007 年 12 月には、パリで開催されたパレスチナ支援プレッジング会合で、パレスチナ自治政府は 2008 年～2010 年の開発計画である「パレスチナ改革・開発計画(PRDP)」を発表。PRDP は、「パレスチナ国家政策アジェンダ(PNPA)」を基礎としつつ、PRDP 具体的取組事項として、①ガバナンス、②社会開発、③経済開発、④公共インフラ開発の 4 分野をあげ、プロジェクト部分で約 16 億ドルの支援を要請した。2011 年～2013 年の「国家開発計画(NDP)」も、PRDP 同様、ガバナンス、社会開発、経済開発、公共インフラ整備を開発の 4 本柱とした。さらに、23 セクターの各々について目標達成のベンチマークを設定し、その達成に必要な開発支出を計上した。3 年間の開発支出総額は 24.705 億ドルである。

3-2-1 中期開発計画(MTDP) 2005－2007

2004 年 12 月にオスロで開催されたパレスチナ支援調整会合(AHLC)において、パ

レスチナ自治政府は「中期開発計画(MTDP)」(2005～2007 年)を発表した。MTDP (2005－2007)はパレスチナ自治政府によって実行される年ごとの見直しの成果と、持続可能な開発計画を実現させるための三か年の開発計画を提示する。2006 年には MTDP(2006－2008)として改定され、開発現場の達成状況や当地社会の政治経済状況の変化によって調整が加えられている。

MTDP は、貧困削減、失業率の低減、社会基盤の整備、政府機能の回復を重点分野として設定し、ドナーからの支援を緊急人道支援から開発支援にシフトさせ、持続可能なレベルに貧困率を削減すること、パレスチナ自治政府の能力向上により効果的開発を行うこと目標にあげた。この開発計画において、同自治政府は国際社会に対し 26 億ドルの援助を要請した。

【中期開発計画 2006－2008 の上位目標】

パレスチナ自治政府は、激動する状況に鑑みパレスチナ人の将来への構想をもとに表明した長期開発目標と、それを実現させるためのより具体的な中期開発目標を掲げている。

＜長期開発目標＞

1. 東エルサレムを首都とし、1967 年 6 月より以前に定義されたヨルダン川西岸地区とガザ地区を領土とする独立した民主国家であるパレスチナを創設する。
2. 人間資本を基礎とした経済の構築。この経済はアラブ世界とグローバル経済に協調したものであり、適切な投資環境をもたらすものである。
3. 全ての市民に対する保護と社会関係資本の提供。特に周縁化され分断された人々に対して、社会正義と社会参加と平等を基本原則として、貧困と失業の撲滅を図る。
4. 土地、水資源、環境、エネルギーなどの自然資源を保全し開発する。

＜中期開発目標＞

1. 失業率低下、国民所得レベルの増加などをもたらす持続可能な雇用を創出するため、民間セクターを強化し経済成長を促す。
2. 貧困と失業の削減目標を下に、周縁化された人々への支援や失業者への補償、平等な所得分配、社会保障のレベルの向上を実現させる。
3. 民主主義と人権の普及にも寄与し、透明性と効果を保証した公的機関のデザイン、発展、改革を通して国家建設の準備を進める。
4. 開発と国家建設を妨げる占領政策のインパクトを軽減させる。
5. パレスチナ人のアイデンティティを護り促進させる文化遺産を、整備、保護、開発させる。
6. 天然資源を保護し開発する。

【援助戦略】

上記の中期開発目標を達成するためのより具体的施策として、以下 4 つの援助戦

略が設定されている。

1. 経済成長の基盤整備と民間セクターの再活性化

国民貯蓄状況の安定化, 民間セクター投資や起業を活性化させる法的商業的規制改革, 資本増加の切り札となる地元企業と国際起業の関係強化など

2. 社会開発と人道支援による個々人の生活の質の向上

全ての人々の飲料水と衛生サービス, 国民保健サービス, 住宅金融を通じた手ごろな住居へのアクセスの確保, 貧困層に対する社会保障整備など

3. 必須インフラストラクチャーのネットワーク構築

紛争による住居や交通などの損害の再建, 水資源ネットワークの確立, 汚水や廃棄物処理などによる環境ハザードの排除, 工業団地誘致のインフラ整備, 交通インフラ, 電力供給の確保など

4. グッド・ガバナンス強化とより安全な環境の確保

適切な国家予算形成プロセスの実施, 財政管理と公的支出を監視する目標の設定, 地域的国際的歳入の全てに対する完全な透明性と説明責任のメカニズムの採用, 政府機関から民間や個人に至るまでの腐敗防止システムの確立など

3-2-2 パレスチナ改革・開発計画(PRDP) 2008-2010

「パレスチナ改革・開発計画(PRDP)」(2008-2010) は, 2007 年 12 月にパリで開催されたパレスチナ支援プレッジング会合において発表された。これに先立って同年 9 月には, 自治政府閣僚級会合においてこれまで策定されてきた中期開発計画(MTDP) や戦略的経済計画(SEP 2006-2008) など多くの国家計画に基づいて, 国家の政策目標の枠組みとなる「パレスチナ国家政策アジェンダ(PNPA)」が作成された。PRDP はこの PNPA を採用して計画され, その目標やターゲットの包括的枠組みを実施するためのより詳細な取組み事項を設定している。これらの達成項目のために自治政府は, 国際社会に対して財政支援として 36 億 4000 万ドル, 開発支援として 16 億 4000 万ドルを含めた 56 億ドルの要請を行った。

【パレスチナ国家政策アジェンダ(PNPA)の基本原則と国家目標】

PNPA のアジェンダは, 「構想の声明」と 4 つの「基本原則」によって基礎付けられており, 「構想の声明」は前項目にあげた中期開発計画の長期開発目標を踏襲したものである。

＜パレスチナ国家政策アジェンダ(PNPA)の基本原則＞

1. パレスチナ人民の確固たる決意である, 占領に屈さずパレスチナの土地に生きていくことを, 持続させ支持していくことが PNA の存在目的である。
2. PNA による政策とプログラムは, 占領の終結と独立した主権国家の設立に対して

遂行される。

3. 設立されるパレスチナ国家は、1967年6月以前の境界に基づき東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザ地区から成る、国際法の下にその人民を保護するために存在しなければならない。
4. パレスチナ国家は、民主的で多元的原則と人道的価値の下に設立される。

PNPA の枠組みにおいて以下の「国家目標」が掲げられる。これは国家の改革と開発の主要優先事項であり、パレスチナ人とパレスチナ自治政府の意思として象徴される。

<国家目標>

1. 安全保障：パレスチナ人の生活環境において安心を提供する法と秩序のある社会
2. 良き統治：法秩序、権力分散、公共サービスの提供などを尊重する、市民参加を原則とした民主的な統治のシステム
3. さらなる国家的繁栄：持続可能な雇用形態、公正な資源分配、貧困撲滅などの強化によって達成されるパレスチナ経済の安全性と安定性、実現性、自立性
4. 生活の質の向上：脆弱なコミュニティへの支援を欠かさず、パレスチナの文化・アイデンティティを支持していくため、物質的な豊かさと環境の質を向上させることによる社会的団結の強化

【セクターごとのターゲット】

これらの上位目標を達成するため、セクターごとに以下のターゲットと見積もりが設定されている。

1. 統治(Governance)：4億5300万ドル

ガバナンスにおいて改革の主軸となるターゲット

- ・ 安全保障と法の秩序：A 地区のみならず自治区の全領域とその境界における完全なる治安を目的として、「治安セクター改革(SSRT)プログラム」による人材・設備強化と組織改変を推進
- ・ 司法：民法と刑法のシステム強化のため、「司法の今(Justice Now)プログラム」として高等法務審議会や法務省の能力強化を実施
- ・ 国庫改革：主要な財源の安定と持続性に力点を置いた税務管理改革など政策実施
- ・ 説明責任と透明性：公共セクター統合の促進とサービス提供効果により焦点を当て、独立監査などのモニタリングと評価機能のより顕著な強化
- ・ 行政サービスと市民サービスの改革：公共セクターの制度的・組織的改革として「効率的・効果的統治(EEG)プログラム」を実施
- ・ 地域行政改革：中央-地方政府関係の新しい法規制の導入、地方への財源主権の移行政策の設定、地方行政の財務管理能力の構築からなる「責任あ

る地方政府(ALG)プログラム」の実施

2. 社会開発(Social Development): 5億8300万ドル

社会開発において改革の主軸となるターゲット

- ・ 社会的保護: 社会保障の公正・効果・効率を向上させる「社会保障改革・統合(SPRI)プログラム」や「社会セーフティネット改革プロジェクト」の拡張, 実施
- ・ 教育: 就学前教育から高等教育までの包括的教育システムへの市民のアクセスの保障を強化
- ・ 保健: 戦略的管理能力構築と保健財源改革に注力
- ・ エンパワメント: 全市民に対して開かれた民主的社会の設立に加えて, 喫緊である若者と女性へのエンパワメント・プログラムの実施

3. 経済開発(Economic Development): 3億9500万ドル

経済開発において改革の主軸となるターゲット

- ・ 貿易と投資促進, 起業家開発: 従来の民間セクターへの制度整備に加えて, 起業のための制度改革, 起業家開発プログラム実施によるパレスチナへの投資を促進
- ・ 農業と農産加工産業: 「アグリ・ビジネス開発(AD)プログラム」による移動制限政策の緩和や高付加価値作物の栽培推進, 加工団地設立など
- ・ 工業とサービス業: 情報技術(ICT)サービスや外部委託サービスの強化に焦点を当てたサービス産業や知識基盤経済の発展
- ・ 住宅産業: 民間セクターによる住宅市場の入札プロセスの確立や, 地方行政による公共インフラのネットワーク開発の実施

4. インフラ開発(Infrastructure Development): 4億6400万ドル

インフラ開発において改革の主軸となるターゲット

- ・ 交通: 道路交通網の整備と道路安全状況の向上, ガザ地区の空港と港湾の開発
- ・ 電力: 電力供給システムの整備
- ・ 水資源, 排水: 汚水湖への緊急措置や, 井戸の新設, 飲料水供給ネットワークの整備
- ・ 廃棄物処理: ジェニンの埋立地建設や都市部における廃棄物管理能力の促進プログラム
- ・ 公共レクリエーションと文化施設: 市民の日常生活向上に向けた地域のレクリエーション施設の開発能力強化

3-2-3 国家開発計画(NDP)2011-2013

「国家開発計画(NDP)」(2011-2013)は, 前項のパレスチナ改革・開発計画(2008-2010)の方針を更新・改定させたパレスチナ自治政府の包括的 3 か年計画である。

より広範なセクターごとの戦略を組み込み、詳細に国庫枠組みや開発支出計画を作成している。これにより同自治政府は国際社会に対し 2013 年までに総額約 16 億ドルの財政支援を要請した。

【国家政策アジェンダ】

国家開発計画(2011-2013)においても、中期開発計画(2005-2007)で掲げられた長期開発目標は変わらず、パレスチナ国家建設は国の最大の優先事項である。2009 年 9 月に策定されたパレスチナ自治政府大綱(第 13 次パレスチナ自治政府内閣綱領)とパレスチナ改革・開発計画(2008-2010)に則って、国家開発計画(2011-2013)の開発構想は主権国家として独立することと開かれた境界というパレスチナの持続的な社会的経済的発展の本質にある。

【セクターごとのターゲット】

国家開発計画(2011-2013)においても、パレスチナ自治政府大綱とパレスチナ改革・開発計画(2008-2010)の基本的な政策方針は引き継がれており、統治、社会、経済、インフラの 4 つのセクターにおけるそれぞれにターゲットと見積もりが設定されている。

1. 統治(Governance): 2億740万ドル

ガバナンスにおいて改革の主軸となるターゲット

- ・ 安全保障と治安: 治安部門の再組織化, 治安部隊の包括的訓練プログラムの構築, 透明性と説明責任の強化, 効果的の市民行政の発展, 治安部隊の協調性の拡大
- ・ 司法と法治: 法的専門能力向上戦略の発展と実施, 司法への平等なアクセス確保, 司法体制の包括的評価の完遂
- ・ 行政の近代化と合理化: 人的資源管理方針の近代化, 行政機能と構造の最適化, 公共セクター支出の抑制, 政策管理過程とシステムの更新
- ・ 地方行政と公的サービスの強化: 進行中の地方行政ユニットの合理化と合併の完遂, 財務における地方分権化プロセスの進展, 地方政府での地域参加の促進
- ・ 財政独立と経済安定化: 経済成長と財政赤字縮小に向けた健全なマクロ経済・財政方針の維持, 税収入改革と税収による政府財源の拡張, 進行中の公的財政管理改革プログラムの実施継続
- ・ 国際社会における主権の確立: 占領の不正を国際社会へ訴える PLO の支援, 国家建設に向けた国際社会のサポートの促進, 自治政府の外交力強化

2. 社会開発(Social Development): 3億8470万ドル

社会開発において改革の主軸となるターゲット

- ・ 貧困層, 社会的弱者支援: 改正された社会保障ネットの実施, 貧困層を対象とした経済促進プログラムを発展, 社会的支援と地域レベルのインフラの強化

- ・ 子供と青年の生活充足： 公立学校整備のマスタープランの実施・発展，大学受験の新システム導入，教員キャリア・システムによる専門性強化
- ・ 高等教育と学術研究における復権： 高等教育制度支援，大学に向けたカリキュラム発展の促進，科学技術研究支援のための国立基金設立と民間セクターとの連携促進
- ・ 持続的な健全な社会の促進： 医療インフラ構築のためのマスタープランの実施，予防医療への継続した投資，医療セクターの人的資源管理促進の包括的計画の遂行
- ・ 伝統と文化の保護，再建： パレスチナ文化の中心地としての東エルサレム再建，文化遺産とインフラへの投資促進，文化遺産保護制度整備，芸術家と文化機関への公的補助
- ・ 女性の参加とエンパワーメント： 女性平等の権利の法制化，女性への暴力と差別の廃絶に向けた制度の確立，ジェンダー平等達成の独立した監視調査の提供
- ・ 青少年の可能性への投資： スポーツ事業への投資プログラムの着手，国際青少年機関への参加と交流，若者の政治参加を見込んだ「パレスチナの将来のリーダー」創設

3. 経済開発(Economic Development)： 1億9200万ドル

経済開発において改革の主軸となるターゲット

- ・ 積極的投資環境の確立： 経済法制度の評価と更新，パレスチナでの投資会合の年 3 回以上の開催，民間セクター投資支援のための戦略的公共投資の継続
- ・ パレスチナ産製品とサービスの競争力強化： 違法入植地産製品を停止させる制度導入と公的啓発キャンペーン実施，ジェリコ，ジェニン，その他三箇所の工業団地の完成，継続中の農地開拓・回復プログラムの完遂，全経済セクターに規格協会設置
- ・ 経済統合と外国市場へのアクセス促進： 国家建設への国際社会の政治的支援の確立，貿易機能を含めた国家インフラ強化，内外流通促進のための国家戦略の実施
- ・ 労働市場強化と失業率低下： 民間セクターと非営利組織の連携促進，専門家訓練プログラムの向上，雇用・社会的保護基金の創設着手，労働者保護の労働市場管理
- ・ 消費者保護制度の強化： パレスチナ規格協会の能力強化への投資，消費者保護管理の法的枠組み強化，市場の地域的また国際的な監視システム発展

4. インフラ開発(Infrastructure Development)： 3億1130万ドル

インフラ開発において改革の主軸となるターゲット

- ・ 持続的で総合的なインフラネットワーク： 全国的配電ネットワークの設置，飲

料水確保と水資源管理の実施，污水处理機能の拡張，廃棄物管理施設の完成

- ・ エネルギーと天然資源の供給確保：井戸と水資源ネットワークの広域回復，脱塩工場や污水处理施設，灌漑システム等への公的投資，屋内発電設備への民間セクター投資の促進，燃料貯蔵設備設立
- ・ 環境保護：持続的で責任ある天然資源利用の啓発キャンペーン開始，環境保護の規制強化，環境警察の設置
- ・ インフラシステムの長期的な質と安全性の向上：電力分配の地方政府から地域企業への権限委譲，競争力強化に向けた通信制度の強化，持続的公共交通機関の発展
- ・ 適切で安心な住宅事情：東エルサレム居住者と分離壁に影響を受けた地域の居住者支援，小中級所得者への住宅プログラムの拡張，抵当権融資の官民連携

3-3 ドナーの動向

3-3-1 二国間援助と国際機関を通じた援助動向の概観

経済協力開発機構（OECD）が公表しているデータによれば，二国間による対パレスチナ総援助額は，2005 年には 570.63 百万ドルだったが，2009 年には 1,737.60 百万ドルを記録した。しかし，2009 年以降，援助額は減少傾向にある他，アラブ諸国等の OECD/DAC 加盟国以外からの援助額も年々減少している傾向にある。

表 3-5 対パレスチナ総援助額の推移

単位：百万ドル

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
米国	180.56	205.53	212.26	490.60	344.31	720.75	625.04
日本	5.80	78.23	48.68	30.30	76.69	78.55	74.83
ドイツ	39.84	67.68	75.21	77.38	98.67	104.58	124.06
フランス	29.87	39.98	55.93	74.16	79.21	69.29	63.33
英国	23.52	35.09	22.45	68.18	94.88	97.63	121.11
オランダ	4.3	0.39	0.35	0.06	..	0.11	0.24
総援助額*	570.63	755.63	833.85	1,350.34	1,737.60	1,630.03	1,559.05

注*：総援助額には，上記6カ国以外の援助も含まれる。

出所：OECD, Aid (ODA) disbursements to countries and regions

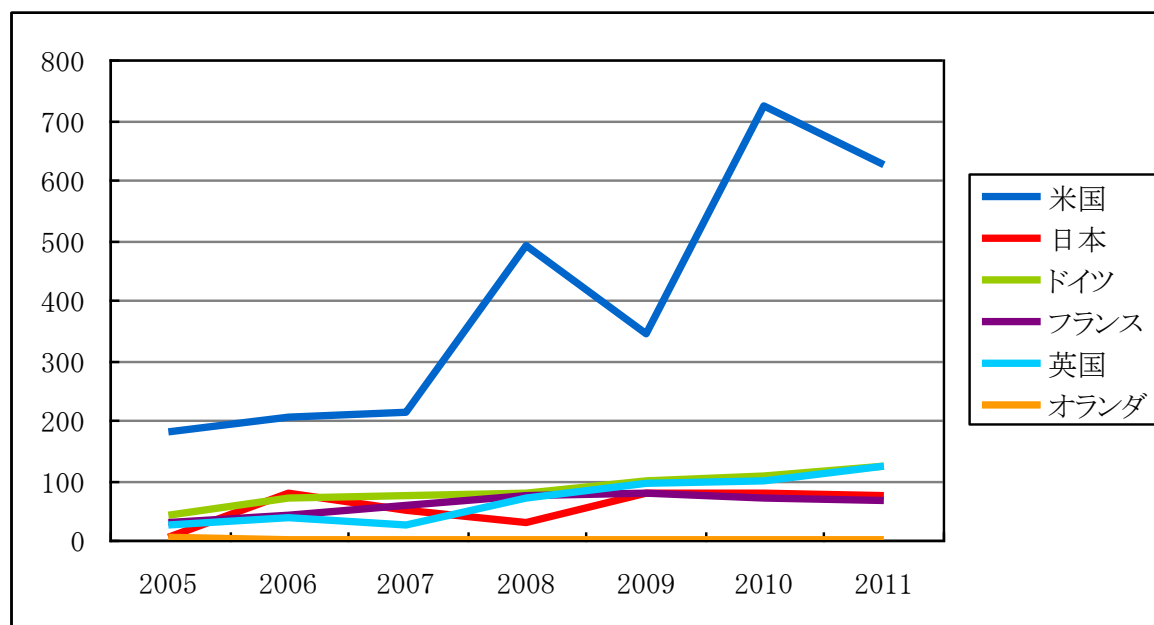


図 3-1 対パレスチナ援助額(主要 6 カ国)(百万ドル)

出所：OECD, Aid (ODA) disbursements to countries and regions

同様に OECD が公表しているデータにより，主要ドナーによる 1999 年以降の二国間援助の動向を支出額ベースでみると，米国，日本，ドイツ，英国等が主要ドナーとな

っている。日本の援助額は 2001 年を機に減少傾向にあったが、2006 年以降再度増加傾向にある。米国の援助額は 2008 年を境に急激に増加しており、ドイツ・フランスの援助額は共に 1999 年より一貫して右肩上がりに増加してきた。

3-3-2 国際機関の動向

1. 国際連合

国際連合がパレスチナにおいて主要なイニシアティブを発揮し始めたのは、1993 年 9 月のオスロ合意以降である。1994 年 7 月に設立された国連特別調整官(UNSCO)事務所が、パレスチナとイスラエルの和平プロセスを支えるために当地において活動する国連機関の協調機能を担い、パレスチナ人の要求に応じた援助プログラムを実施する体勢が整えられた。関連する国連機関は、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)、国連開発計画(UNDP)を初めとして、世界食糧計画(WFP)、国連人道問題調整事務所(UNOCHA)など 15 機関を越え、パレスチナ自治政府に対し財政支援、技術協力支援など広範なプログラムを有する。

2. 国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)

国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)は、1948 年のイスラエル建国と第一次中東戦争と共に大規模発生したパレスチナ難民を支援する国連の組織として、1949 年国連総会決議 302 によって発足した。以後 60 年に渡って UNRWA は近隣のアラブ 諸国とヨルダン川西岸地区とガザ地区において、教育、保健、社会サービスに加え、マイクロファイナンス、インフラ整備などのプログラムを実施している。同機関に所属する職員数が 2012 年 11 月時点で 31,000 人であり、大半をパレスチナ人が占めている。そのため、パレスチナ人の雇用機会創出にも貢献していると言える。職員を多数抱えるため、他の国連機関と比較して固定費が大きく、プロジェクトに応じた資金拠出よりも、定常的な援助が可能なドナーを必要としている。

UNRWA の中期戦略(2010-2015)(UNRWA Medium Term Strategy 2010 - 2015)³において 5 地域(ガザ地区、西岸地区、シリア、ヨルダン、レバノン)への援助規模、方向性、モニタリング方針等が記載されている。食糧支給は UNRWA の基幹業務であるため、2014 年以降も継続されるが、人道援助から雇用創出など経済開発支援への活動拡大を計画している。特に西岸地区では食糧援助よりも職業訓練を中心に支援活動が実施されている。

3. 国連開発計画(UNDP)

国連開発計画(UNDP)は、1978 年の国連総会決議(投票数 33/147)により、パレスチナへの援助を開始した。1988 年 8 月にはパレスチナ人への援助プログラム(PAPP)⁴が設置され、よりパレスチナへの援助に特化した組織編成となった。PAPP は 2012 年

³ <http://www.unrwa.org/userfiles/201003317746.pdf>

⁴ <http://www.undp.ps/en/aboutundp/aboutpapp.html>

までに累計 360 百万ドルの資金援助を行っている。UNDP/PAPP の最新の 2012 年-2014 年版の開発計画である「自由のための開発 (Development for Freedom: Empowered Lives. Resilient Nation 2012 - 2014)」⁵では、自治政府による国家開発計画(2011-2013)に応答したものであり、UNDP/PAPP は人権を基礎としたアプローチを採用し、自決権、平等と自由を基礎とした持続可能な開発を目標とする。UNDP/PAPP はガバナンス、貧困削減、環境、公共インフラの四分野におけるプログラムを進めていく上で、この3か年計画において特にガザ地区、ヨルダン川西岸地区 C 地区、エルサレムに焦点を当てた支援を拡大・強化していく意向を表明した。四分野の具体的な戦略は以下の通りである。

(1)ガバナンス強化(民主主義的政府と社会契約):法整備, 司法へのアクセス, 地方自治, 行政機関に重点を置く。また、政府・市民間における和解プロセスと社会契約の改善も含まれている。(2)貧困削減に向けた生計の生産性向上:パレスチナ人の家計回復を目的とする投資を行う。具体的にはプライベートセクターの発展や輸出入増大により、パレスチナ自治区全体の経済基盤を強化し、困窮する家庭や若者の経済的な自立を促す。(3)環境保護:自治政府への支援を通じて、パレスチナにおける環境及び自然資源を保護する。(4)公共インフラの整備:エネルギー、交通、住宅、教育、保健の5つのセクターにおける政府仲介を拡大する。これらの分野における援助を通じて自治区民への基礎的な社会サービスを向上させる。

4. 国連児童基金(UNICEF)

国連児童基金(UNICEF)の中心的なプログラムは、2015 年達成に向けた「ミレニアム開発目標(MDGs)」の以下の8項目⁶((1)極度の貧困と飢餓の撲滅(2)普遍的初等教育の達成(3)ジェンダー平等の促進と女性の地位向上(4)乳幼児死亡率の削減(5)妊婦の健康改善(6)HIV、マラリア等の疫病蔓延防止(7)環境の持続的可能性の確保(8)開発のためのグローバルパートナーシップ推進⁷)に沿って進められている。

また、代表的な支援例としてワクチン支援があり、パレスチナ自治区ではワクチン普及率が先進国よりも高い値である。

5. 世界食糧計画(WFP)

世界食糧計画(WFP)のヨルダン川西岸地区とガザ地区における活動は、非難民のうちで食料不足にある人々に対してプログラムを実施する。1985 年よりガザ支援のために活動を開始し、第二次インティファダを受け、2002 年より西岸においても活動を開始している。主な活動として(1)西岸地区における PRRO: Protracted Relief and Recovery Operation(2)ガザ地区における Emergency Operation の二つがある。

(1)PRRO は重貧困以下の難民を対象としており、対象者の特定は毎年更新される統計局(Palestine Central Bureau of Statistics:PCBS)のデータを活用する。調査においては収入ではなく支出を調査する。支給方法は現物支給と現金引換券(Cash

⁵ <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/devforfreedom.pdf>

⁶ http://www.unicef.org/oPt/overview_5618.html

⁷ http://www.un.org/millenniumgoals/pdf/2012_Progress_E.pdf

Voucher)の二通りあり、いずれも極力パレスチナ自治地域からの購入とすることにより、地域経済活性化に寄与するよう意図されている。実際に配給を実施するのは自治政府の社会問題省(Ministry of Social Affairs)だが、同省の手が届かない場所は米国の NGO 団体である Common Humanitarian Fund (CHF)が行う。PRRO の食糧援助以外の活動では、学校での給食支援、PCBS の強化、社会問題省の強化がある。

(2)Emergency Operation では配給体制が西岸と異なり、現物支給は同じく社会問題省と CHF だが、現金引換券方式は英国の NGO 団体である Oxfam に委託している。

WFP の食糧援助は、UNRWA の難民認定に含まれない非難民を対象としている。両機関の重複した食糧支給を避けるため、WFP の支給対象候補者リストを UNRWA へ送り、難民認定者リストとの重複の有無が見られる場合は報告するよう求めている。

6. 世界銀行

世界銀行はヨルダン川西岸地区とガザ地区において特別な調整機能を担う。世界銀行は 1993 年以降、ガザ地区とヨルダン川西岸地区のための信託基金(TFGWB: Trust Fund for Gaza and the West Bank)を通じて、これまで 6 億 800 万ドルを超える額を投資してきた。2012 年 4 月に発行された世界銀行と国際金融公社(IFC)共同の暫定戦略(2012-2014)では、パレスチナ自治政府の国家開発計画(2011-2013)を支持し、将来想定される国家の制度強化と民間セクターを成長させる環境構築の支援という二つの柱が提起されている。第一の柱では自治政府の大きな課題となっている国際援助への依存体質を減らすために、自治政府改革プログラムにある国庫管理の強化に力を入れる。第二の柱では、2010 年 6 月に開催された第 2 回パレスチナ投資会合に代表されるような雇用創出プログラムへの焦点に加え、近代経済の成長を見込んだ質の高い労働力の育成というアプローチを取り入れる。

7. 欧州委員会(EC: European Commission)

EC は独立した民主国家としてのパレスチナの建設を包括的目標として掲げ、対パレスチナに 1994 年から 2011 年末までに約 50 億ドルにおよぶ援助を実施しており、また UNRWA に対する最大のドナーである。2008 年に EC は PEGASE というパレスチナ自治政府の開発計画(PRDP)を支持するための援助メカニズムを設置し、PRDP に沿った 4 つの援助領域(統治、社会開発、経済開発、インフラ整備)に焦点を当てた援助を実施する。2012 年前半には 1.56 億ユーロが自治政府の経常支出に、そしてガザ地区と C 地区に対して 1100 万ユーロが民間セクター復興支援に、2500 万ユーロがインフラ整備に分配された。さらに 2750 万ユーロが自治政府の制度構築事業に、800 万ユーロが東エルサレムのプロジェクトに対して支援された。

3-3-3 二国間援助の動向

1. 米国

米国はパレスチナにおける二国間援助の中で最重要のドナー国であり、1994 年以降

2010 年までで 35 億ドルを援助している。米国によるの援助額は 90 年代に年平均 7500 万ドルだったのに対し、2004 年以降は年平均 4 億ドルに達するなど、近年さらにパレスチナの国際援助において比重を高めている。米国の援助は、経済支援基金 (ESF: Economic Support Fund) を通して割り当てられ、米国国際開発庁 (USAID) や米国系国際 NGO がプログラムを提供する。USAID の援助に占める分野ごとの比率では、水・衛生インフラ整備が 35% と最大で、続いて自治政府への財政支援が 26%、その後に民主化・ガバナンス支援 (11%)、民間セクター支援 (10%) と続いている。USAID の実施するプログラムは下の一覧表のように経済成長・教育開発・青年開発・水資源とインフラ・民主主義とガバナンス・保健及び人道支援の 6 分野に大別される⁸。

表 3-6 USAID のプログラム

プログラム名	プログラムの概要	期間
経済成長		
貿易促進プログラム	パレスチナ自治区とイスラエルの貿易を促進	2008年-2011年
企業開発と投資促進	雇用機会の提供と労働市場の活発化	2008年-2011年
金融サービスへの拡大・持続的なアクセス	金融サービス提供の支援	2008年-2011年
金融機関の近代化	金融に係る犯罪・汚職の防止	2007年-2011年
パレスチナ統合貿易協定	パレスチナ自治区とイスラエルの貿易を促進	2005年-2012年
投資環境の改善	自治政府の改革促進を支援	2010年-2013年
教育開発		
モデルスクール・ネットワーク・プログラム	教育アプローチ改善・評価の支援	2007年-2012年
アメリカンインターナショナルスクール・ガザ校プロジェクト	同校の財政・運営を支援	2010年-2013年
パレスチナ人教職員開発プログラム	高度教育機関における教育の改善	2005年-2012年
青年開発		
パレスチナ人青年権限委譲プログラム	ユースプログラムを通じた青年教育	2005年-2011年
青年企業家精神開発プログラム	青年の国際的競争力を強化	2010年-2014年
水資源とインフラ		
インフラ・ニーズプログラム	自治政府のインフラ整備を支援	2008年-2013年
緊急職業プログラム	職業機会提供による失業問題の改善	2007年-2011年
緊急水資源・廃棄物・その他インフラ	水資源・廃棄物処理・インフラ整備の改善	2008年-2013年
パレスチナ・コミュニティ支援プログラム	ガザ地区を中心にインフラ・住宅の改善	2010年-2013年
民主主義とガバナンス		
パレスチナ当局能力向上プログラム	自治政府のガバナンス改善を支援	2008年-2013年
パレスチナ司法向上プログラム	司法制度・ガバナンスの改善	2010年-2014年
地方民主向上プログラム	地方自治政府のガバナンス改善	2005年-2011年
市民参加プログラム	行政への市民参加活動を促進	2010年-2013年
パレスチナ独立メディア向上プログラム	独立メディアの活動を支援	2010年-2013年
市民社会参画プログラム	市民の社会参画活動を支援	2008年-2012年
紛争管理・鎮圧プログラム	パレスチナ・イスラエル間の平和共存活動を支援	2009年-2013年
保健・人道支援		
世界食糧計画	パレスチナ自治区内での緊急食糧支援	2007年-2012年
パレスチナ保健セクター改革・開発プログラム	保健省及び NGO の運営活動を支援	2008年-2013年
聖家族病院におけるパレスチナ人母子健康管理	同病院における職員訓練支援及び予算支援	2005年-2012年

出典: USAID ウェブサイト (<http://transition.usaid.gov/wbg/programs.html>) より評価チーム作成

⁸ <http://transition.usaid.gov/wbg/programs.html>

2. 英国

英国による対パレスチナ援助は、これまで割合の半分以上を自治政府と市民社会組織に対する援助が占めてきた。英国の DFID(国際開発省)は「DFID パレスチナ・プログラム行動計画 2011-2015」を策定し、2015 年までに年平均 8600 万ポンドに及ぶ援助を宣言している⁹。行動計画における英国の対パレスチナ援助の優先事項は、ガバナンスと安全保障の改善、プライベートセクターを中心とした経済成長の促進、ガザ地区における貧困・飢餓対策、保健・教育プログラムである。またこれに加えて、英国は 21 万 7 千人以上の個人に対する現金支給プログラムや児童 3 万 6 千人に対する初等教育の提供を支援に盛り込んでいる。

表 3-7 DFID のプログラム

プロジェクト名	プロジェクトの目的	期間
ガバナンスと安全保障		
自治政府の体制構築及びサービス提供向上に係る助成金	当局の財政管理と公的サービスの改善	2011年-2015年
世界銀行中期開発基金	自治政府の財政改革・開発計画の改善	2008年-2011年
ガザ地区における人道的危機(2009年)への対応	ガザ地区における難民の人道的支援	2009年-2010年
公的財政運営向上を目的とするパレスチナ当局支援	政府財政管理の改善	2011年-2014年
ガバナンス支援の促進	自治政府のガバナンス能力強化	2007年-2011年
安全保障及び司法向上の支援	西岸地区における刑事司法セクターの改善	2009年-2014年
パレスチナ交渉への専門的支援	パレスチナ・イスラエル間の交渉を支援	2005年-2010年 2012年-2014年
カルテット特使事務所の支援	自治行政の規制緩和を進めるカルテット特使事務所を支援	2012年-2015年
パレスチナ市民警察の専門的支援	西岸地区における市民警察を支援	2008年-2011年
戦略的インパクトファンド	パレスチナに係るDFIDの全活動を強化	2008年-2011年 2011年-2015年
ガバナンスにおける戦略的パートナーシップの支援	ドナー間における共同活動及び運営の改善	2005年-2010年
首相事務所の支援	首相事務所運営の改善	2007年-2009年
中東平和プロセスに係る証拠及び政策ツールの発展・供与	英国政府による効果的な政策アドバイスの提示	2012年-2014年
ガバナンス支援: 首相事務所への資金援助	パレスチナ当局の改革を効率化	2008年-2010年
パレスチナ交渉情勢局の支援	パレスチナ・イスラエル間の交渉を支援	2010年-2011年
警察訓練院の建設及び訓練計画	自治内犯罪への対応を改善	2010年-2011年
世界銀行を通じた自治政府の公的財政管理向上の支援	世銀への資金援助による間接的な自治行政支援	2012年-2015年
カルテット特使事務所へのDFID職員派遣	カルテット特使事務所のガバナンス強化	2010年-2012年
公的財政管理向上のための専門的支援	公的財政管理に係るガバナンス強化	2010年-2012年
パレスチナ交渉活動への資金援助	パレスチナ・イスラエル間の交渉を支援	2007年-2010年
パレスチナ市民防衛隊への通信機器提供	市民防衛隊作戦本部の活動支援	2007年-2011年
民主主義の維持発展支援	当局と市民社会の整合性を改善	2012年-2015年
経済成長		
プライベートセクター強化を目的とする市場発展プログラム	パレスチナ企業の競争力強化	2011年-2015年
プライベートセクター強化を目的とする新規市場開拓の促進	ガザ地区における新規市場開拓と発展	2008年-2012年

⁹ <http://www.dfid.gov.uk/Documents/publications1/op/occupied-palestinian-territories-2011.pdf>

プロジェクト名	プロジェクトの目的	期間
住宅ローン向上に係る財政支援	西岸地区での住宅ローン改善	2010年-2015年
貧困・飢餓対策		
ガザ地区における食糧安全保障向上に係る財政支援	貧困削減及び食糧消費向上	2011年-2015年
ガザ地区における教育環境向上に係る財政支援	UNHCR支援を通じた難民児童への教育普及	2011年-2015年
ガザ地区における人道的対応及び早期復興の支援	ガザ地区における新規市場開拓と発展	2008年-2012年
ガザ地区におけるUNRWAの現地活動(2009)の支援	統合的人道支援によるガザ地区の状況改善	2009年-2010年
ノルウェー難民評議会における情報・顧問・法支援の向上	ガザ地区における軍事作戦の鎮圧	2009年
UNRWA職業創出プログラムの支援	自治区内で分断された難民の法的支援	2011年-2013年
UNRWAナフル・エル・バーリドキャンプ復興計画への貢献	難民を対象とする就職支援	2010年-2011年
WFP都市バウチャー計画の支援	同キャンプに居住する難民への生活支援	2010年-2011年
国連のアクセス整合ユニットの支援	ガザ地区の家計に占める食費削減	2010年-2011年
国連人道的対応基金の支援	人道的人員及び物資の移動を改善	2011年-2015年
国連及び国際NGOのアクセス支援	人道支援参加国から人員をパレスチナへ派遣	2009年
人員及び物資アクセスの促進・整合改善のための財政支援	国連及びNGO団体の活動を円滑化	2008年-2010年
保健・教育		
保健・教育サービス効率化を目的とする専門的支援	国連及び国際NGOの現地活動を支援	2010年-2011年
保健・教育サービス効率化を目的とする専門的支援	当局及びUNRWAのガバナンスを強化	2011年-2012年

出典: DFID ウェブサイトより評価チーム作成

(<http://projects.dfid.gov.uk/Default.aspx?countrySelect=WB-West%20Bank%20and%20Gaza>)

3. ドイツ

ドイツによる対パレスチナの二国間援助は、連邦経済協力開発省(BMZ)により政策立案が行われ、BMZ の立案した支援策を元に、ドイツ国際協力公社(GIZ)が具体的なプログラムを実施している。BMZ の報告書¹⁰(Palestinian Territories Opportunities and Challenges(2009))によると、パレスチナ自治区における重点的支援策は(1)持続的なインフラ構築(水資源、廃棄物処理システム)、(2)経済改革と雇用、(3)制度構築、市民社会(ガバナンス)構築の三分野である。水資源関連の分野では2009年までに220百万ユーロの資金援助を行い、経済改革の分野では、中小企業向けヨーロッパ・パレスチナ信用基金を創設し、2009年までに32百万ドル相当のローンを提供している。

¹⁰

http://www.bmz.de/en/publications/type_of_publication/information_flyer/flyer/Flyer_PalestinianTerritories.pdf

表 3-8 GIZ によるプログラム一覧

プロジェクト名	プロジェクトの目的	期間
持続的インフラ構築		
水資源プログラム	水道セクターの運営機関の改善	2006年-2015年
固形廃棄物マネジメントプログラム	廃棄物処理及び公衆衛生の改善	2005年-2012年
MENA地域における廃棄物処理の地域統合ネットワーク	MENA地域での廃棄物処理の改善	2009年-2015年
経済改革と雇用		
MENA地域におけるマイクロファイナンスセクター強化	MENA地域におけるマイクロファイナンスの法制度等の整備	2011年-2017年
プライベートセクター向上プログラム	中小企業の労働環境改善	2007年-2013年
職業訓練及び労働市場向上プログラム	自治政府による改革計画の一環としての労働市場の改善	2008年-2011年
職業訓練セクターにおける地域協力	雇用機会の創出及び長期的な経済環境整備	2003年-2011年
パレスチナ難民及びガザ市民への地域社会・文化基金	パレスチナ難民及びガザ市民の自立支援	2010年-2014年
パレスチナの未来プログラム	西岸地区の貧困層支援	2009年-2011年
制度構築、市民社会(ガバナンス)構築		
首相事務所へのアドバイザリー・サービス	自治政府のガバナンス能力強化	2008年-2012年
政策及び改革アドバイス基金	自治政府の戦略的な改革を支援	2007年-2011年
地域レベルでの市民社会支援	地方自治の改善と市民社会の形成	2009年-2012年
警察機構の強化	自治政府の警察機構の強化	2010年-2012年
出産・婚姻・死亡等の統合的な電子登録	電子登録サービスの改善	2009年-2011年

出典: GIZ ウェブサイト(<http://www.giz.de/en/worldwide/379.html>)より評価チーム作成

3-4 日本の対パレスチナ支援動向

3-4-1 対パレスチナ自治区支援の基本方針

対パレスチナ自治区に対する国別援助方針は、2012 年に初めて策定され、援助の意義や基本方針、重点分野等が明示されている。

対パレスチナ自治区 国別援助方針

2012 年 12 月

1. 援助の意義

中東和平の問題は、世界の石油埋蔵量の約 6 割を占める中東地域の安定に大きな影響を与え、ひいては国際社会全体の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼす。そのため、同地域に原油輸入の約 9 割、LNG 輸入の約 2 割を依存する我が国としても、従来から米国を始めとする主要国と協調しつつ、イスラエルとパレスチナとのいわゆる二国家解決による中東和平の実現に貢献すべく、①両当事者に対する政治的働きかけ、②将来の国づくりに向けたパレスチナ支援、③両当事者間の信頼醸成、を主要な 3 本柱として積極的に取り組んできた。特に 2006 年以降は、将来の共存共栄に向けた我が国独自の中長期的取組として、パレスチナとイスラエル及びヨルダンとの地域協力を通じてヨルダン渓谷の経済開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、現在その中核的な事業としてジェリコ農産加工団地(JAIP)の建設に着手している。こうした我が国の「平和構築」に向けた地道な取組は、関係当事者からも高い評価を受けている。

1993 年のオスロ合意によって設立されたパレスチナ暫定自治政府は、ドナーからの支援と自らの改革努力により、ようやく行政能力・財政運用上の観点から国家樹立の準備が整ってきたと評価されている。しかし、イスラエルとの最終的地位を巡る和平交渉も停滞している中、依然その財政基盤は弱い。さらに、2000 年の第二次インティファダ(パレスチナ民衆蜂起)とその後数年間に及ぶ度重なるイスラエル軍との衝突や、それに伴ってますます厳しくなるイスラエルの占領政策(分離壁の建設を始めとするパレスチナ人の移動制限強化、入植地建設等)を受けて、自治区内においては、住民生活が経済的にも社会的にも疲弊しており、和平に対する失望感が募っている。この観点からも、現行和平プロセスを促進していくためにも、パレスチナ住民の民生を安定させつつ、パレスチナ国家の樹立に向けた準備を着実に進めていく必要があり、そのための国際社会による更なる支援が不可欠となっている。

2. 援助の基本方針(大目標):経済・社会の自立化促進による平和構築

将来のパレスチナ独立国家がイスラエルと平和的に共存していくためには、まずパレスチナの経済及び社会が自立し、イスラエルとの交渉を前向きに進められるような環境を整備していく必要がある。そのため、我が国は、引き続き「平和と繁栄の回廊」構想の具現化等を通じて、パレスチナ経済及び社会の自立化促進による平和構築を目指す。

3. 重点分野(中目標)

(1) 民生の安定・向上

パレスチナ自治区では、長年の占領や度重なる衝突によって多くの住民が日常的に種々の犠牲を強いられ、社会全体が失業や貧困に直面し、基礎的な生活基盤も極めて脆弱となっている。特に C 地区、ガザ地域、東エルサレムは、イスラエルとの関係からより厳しい状況にある。このような状況に鑑み、和平志向の民意を強化するためにも、人間の安全保障の観点から、上下水、保健、教育などの基礎生活基盤の整備を支援するとともに、難民や女性・子供を含む社会的弱者への支援にも取り組み、民生の安定・向上に努める。

(2) 行財政能力の強化

二国家解決の前提となる独立国家の樹立に向けてパレスチナ自治政府の持続性を確保するためには、中央政府を頂点とする統治機構の整備に加え、地方の行財政制度の整備が不可欠である。特に、同自治政府の目下最大の課題は慢性的な財政難への対応であるので、税収向上に向けた制度改善を含めた財政状況改善のための支援を行いつつ、その税収が公正かつ効果的に再配分されるよう地方行政サービスの機能改善を支援する。

(3) 持続的な経済成長の促進

パレスチナ経済を自立させるためには、同自治区内の産業を育成することによって、持続的な経済成長を図っていくことが重要である。特に、同自治区内の主要産業である農産業は、貧困削減及び食糧安全保障の両観点からも、引き続き振興開発が不可欠な分野である。また、同自治区において今後の経済成長の原動力となるのは、零細中小企業を中心とする民間セクターでもあるため、これを活性化することも重要である。さらに、比較的豊富な観光資源の存在も今後の同自治区の経済成長に大きく貢献する潜在性が高い。この観点から、ジェリコ農産加工団地(JAIP)の建設を通じて、その下支えとなる農産業の開発や零細中小企業の振興を支援し、あわせて当該地域の観光開発にも取り組む。

4. 留意事項

(1) 我が国は、2010 年 7 月の日・パレスチナ・ハイレベル協議において、パレスチナ自治政府の開発計画(National Development Plan:2011~2013 年)に基づき、今後3年間の重点分野を 7 分野(中小企業支援・貿易促進、農業、観光、地方自治、財政、上下水、保健)とすることに合意しているので、2013 年までの間は現地のニーズを踏まえつつ「選択と集中」の観点から原則この 7 分野に対する支援を行う。

(2) 占領下という特異な状況下にあるため、ODA 事業の円滑な実施とその効果を最大限確保するとの観点から、当事者間の信頼醸成も視野に起きつつ、イスラエル当局との各種調整・協力に然るべく配慮すると共に、関係当事国に対する必要な外交的働きかけも積極的に行う。特に、我が国援助関係者の安全確保には十分に留意する。

(了)

3-4-2 援助の実績

日本のパレスチナに対する ODA は 1993 年 9 月に締結されたオスロ合意から始まり、国際社会による二国家解決案を支持するとともに、日本の ODA 大綱の重点課題として「平和の構築」の観点に則って、これまでに約 13 億ドルの支援を行ってきた。

表 3-9 日本の年度別・援助形態別実績(2003 年度－2010 年度)

日本の対パレスチナ ODA 実績

(無償資金協力年度 E/N ベース, 技術協力年度経費ベース, 単位: 億円)

年	円借款	無償資金協力	技術協力	政府開発援助計
2003	—	32.66	1.83	34.49
2004	—	88.63	2.92	91.55
2005	—	64.40	6.71	71.11
2006	—	44.90	6.06	50.96
2007	—	43.44	11.23	54.67
2008	—	58.71	12.46	71.17
2009	—	45.87	12.62	58.49
2010	—	63.53	8.08	71.61
計	—	442.14	61.91	504.05

注: 2010 年度の日本全体の実績については, JICA 実績のみ

出所:「政府開発援助(ODA)国別データブック 2011」, 外務省

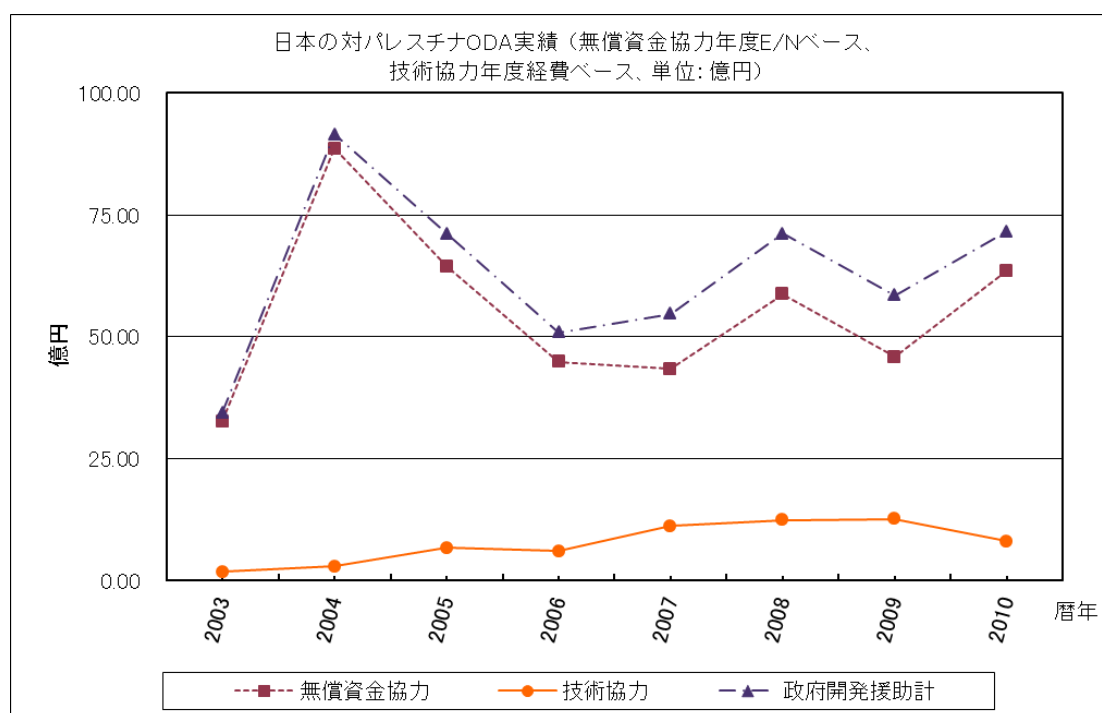


図 3-2 日本の年度別・援助形態別実績(2003 年度－2010 年度)

出所:「政府開発援助(ODA)国別データブック 2011」, 外務省

1. 無償資金協力

対パレスチナ無償資金協力としては、民政の安定・向上、行財政能力の強化、持続的な経済成長の促進の3つの分野で、二国間援助、及び国際機関を経由させる援助が行われている。対パレスチナ支援の特徴の一つは、国際機関を経由した支援額の方が多という点であり、特にWFPとUNRWAを通して毎年8.7億円の食糧援助が行われている。二国間援助に関しては、パレスチナ自治政府に対する財政的な支援であるノン・プロジェクト無償が、毎年10億円規模の予算で行われている。

表 3-10 日本の対パレスチナ無償資金協力の実績(2005 年度以降)

年度	案件名	供与金額	概要
生活基盤整備① 上下水サービス向上プログラム			
2010	ジェリコ市水環境改善・有効活用計画	26.50億円	ジェリコ・ヨルダン渓谷地域において、日本の省エネルギー技術を活用し、地域の主要な水源である地下水の汚染を防ぐとともに、地域住民の生活・衛生環境を改善することを目的として、ジェリコ市で下水を収集・処理する下水処理施設を建設する。
2008	信頼醸成のための排水溝建設計画(UNDP 連携)	5.66億円	ヨルダン川西岸北部のイスラエルとの境界に位置する3市において、下水を衛生的に収集してイスラエル側の下水処理施設に送る排水施設を敷設するとともに、下水処理・環境の分野でイスラエル・パレスチナ間の協力・対話を促すセミナーを開き、環境啓発教育等を両者共同で実施するために必要な資金を供与。
生活基盤整備② 保健サービス向上プログラム			
2009	パレスチナ人児童の感染症対策計画(UNICEF 連携)	1.21億円	ユニセフと共に児童への予防接種普及に取り組んでいるパレスチナ自治政府保健庁の努力を支援するため、12万人の乳幼児に対する麻疹ワクチン投与に必要な機材(ワクチン及び注射器、母子手帳等)を供与し、現地保健サービス従事者に対して当該ワクチンの安全な接種方法や接種後の医療廃棄物処理についての研修を行った
2008	パレスチナ人児童の感染症対策計画(UNICEF 経由)	2.5億円	パレスチナ自治政府保健庁とユニセフが協力して実施する「パレスチナ人児童の感染症対策計画」に必要な新生児及び乳幼児に対する予防接種の実施(ポリオワクチン、四種混合ワクチン、BCG等の他、注射器、コールド・チェーン等の関連機材)及び母子健康手帳を配布するための資金を、ユニセフに対して供与した
2007	パレスチナ人児童の感染症対策改善計画(UNICEF 経由)	1.33億円	ユニセフの支援のもと、パレスチナ暫定自治政府保健庁が西岸地区、ガザ地区双方の約11万人の新生児及び乳幼児に対する予防接種(ポリオワクチン約89万ドーズ(1回当たりの注射量)、BCG約23万ドーズ等)を実施するための資金を供与
2006	パレスチナ人児童の感染症対策及び栄養状態改善並びに新生児の院内感染予防計画(UNICEF 経由)	3.71億円	新生児及び乳幼児に対する予防接種の実施が可能となり栄養状態が改善されるとともに、啓蒙活動により母親や医療従事者の意識向上が図られ、計28の病院における感染予防対策の向上に資する
2005	パレスチナ人児童の感染症対策及び栄養状態改善計画(UNICEF 経由)	3.44億円	パレスチナ自治区内の約120万人の子供(6-18歳)に対するMMRワクチンの追加接種および約10.5万人の乳幼児(0-1歳)に対するBCG、ポリオワクチン等の接種を行う。
生活基盤整備③ 教育サービス向上プログラム			
2008	ヨルダン川西岸地域学校建設計画	9億円	「平和と繁栄の回廊」構想の一環として初等・中等教育の就学者数の急増に対して学校施設が不足しているヨルダン川西岸地域において新たに5校の学校(約70教室)を建設した
生活基盤整備④ 社会弱者保護プログラム			
2011	食糧援助(WFP 連携)	2.7億円	ガザ地区の約10万人の食糧不足に苦しむ貧困者層に対して、主食の小麦粉、豆類等を提供された
2011	食糧援助(UNRWA 連携)	6億円	UNRWAを経由してパレスチナ難民(西岸地区及びガザ地区、レバノン、シリア、ヨルダン)に対し、小麦粉等の支給が行われた

年度	案件名	供与金額	概要
2010	食糧援助(WFP連携)	2.7億円	WFPの支援要請に応え、食糧不足の緩和に繋がることが期待し、人道的見地から食糧援助が実施された
2010	食糧援助(UNRWA連携)	6億円	パレスチナ自治区、レバノン、シリア及びヨルダンに滞留するパレスチナ難民のうち約27万人の貧困者層(特にガザ地区)に対して12ヶ月分の主食(小麦粉、豆類)をが提供された
2009	食糧援助(WFP連携)	2.7億円	WFPを経由してパレスチナ自治区住民に対し、小麦粉等の支給が行われた
2009	食糧援助(UNRWA連携)	6億円	UNRWAを経由してパレスチナ難民(西岸地区及びガザ地区、レバノン、シリア、ヨルダン)に対し、小麦粉等の支給が行われた
2008	食糧援助(WFP連携)	2.7億円	深刻化する食料価格の高騰問題に対応する緊急措置の一環として、WFP及びUNRWAを通じ食糧援助を実施した
2008	食糧援助(UNRWA連携)	6億円	深刻化する食料価格の高騰問題に対応する緊急措置の一環として、WFP及びUNRWAを通じ食糧援助を実施した
2007	食糧援助(WFP経由)	2.3億円	WFPを通じ、貧困あるいは不安定な移行期の中で慢性的な食糧不足の状況にある社会的弱者(避難民、エイズ患者、女性、子供等)を抱える国に対し、「食糧援助」として無償資金協力を行なった
2007	食糧援助(UNRWA経由)	5億円	パレスチナ難民に対し小麦粉及び豆類を配給するUNRWAからの要請に応え、食糧援助を実施した
2007	食糧援助(WFP経由)	198万ドル	WFPを通じ、ガザ地区及び西岸地区のパレスチナ住民(非難民)に対する食糧援助として、小麦粉等(内、約60%がガザ地区向け)が調達
2007	食糧援助(UNRWA経由)	431万ドル	UNRWAを通じ、ガザ地区、西岸地区等における重貧困者のパレスチナ難民約35万人分の食糧援助として、小麦粉等(内、約60%がガザ地区向け)が調達
2007	貧困農民支援(FAO経由)	164万ドル	紛争による農地や灌漑設備への被害で、多くの農家が財産や収入を失い、農業生産活動を続けるのが困難になっている。FAOはヨルダン川西岸の貧困農民約1,100人を対象に、灌漑設備、ポンプ、種、苗、農機具等の提供や研修等の事業を実施した
2006	食糧援助(WFP経由)	2.3億円	生活状況の悪化防止と、和平志向の民意を支える人道支援として、WFPのおこなう西岸およびガザ地区に居住する難民以外の住民(孤児、老人、栄養不足の児童、病弱者等)を対象にした食糧配給を支援した
2006	食糧援助(UNRWA経由)	5億円	パレスチナ難民に対し小麦粉及び豆類を配給するUNRWAからの要請に応え、食糧援助を実施した
2006	貧困農民支援(FAO経由)	1億円	FAOを通じ、露地園芸の復旧・強化、貯水槽・貯水池の建設、家畜小屋や井戸の再建、栽培・飼育・マーケティング等に関する能力向上支援等を実施した
2005	食糧援助(WFP経由)	1.6億円	西岸およびガザ地区に居住する難民以外の脆弱者(孤児、老人、栄養不足の児童、病弱者等)を対象に小麦粉を配給する。
2005	食糧援助(UNRWA経由)	5億円	本支援により購入した小麦粉および豆類を西岸およびガザ地区、レバノン、シリア、ヨルダンに滞在するパレスチナ難民に配給する。
行財政能力向上① 財政能力強化プログラム			
2012	ノン・プロジェクト無償資金協力	8億円	パレスチナ自治政府に対して、統治の経済社会開発努力の推進に寄与する目的で供与されたもの
2011	ノン・プロジェクト無償資金協力	10億円	パレスチナ自治政府に対して、統治の経済社会開発努力の推進に寄与する目的で供与されたもの
2010	ノン・プロジェクト無償資金協力	15億円	パレスチナ自治政府に対して、統治の経済社会開発努力の推進に寄与する目的で供与されたもの
2010	ノン・プロジェクト無償資金協力	10億円	パレスチナ自治政府に対して、統治の経済社会開発努力の推進に寄与する目的で供与されたもの
2009	ノン・プロジェクト無償資金協力	15億円	パレスチナ自治政府に対して、統治の経済社会開発努力の推進に寄与する目的で供与されたもの
2008	ノン・プロジェクト無償資金協力	11億円	パレスチナ自治政府に対して、統治の経済社会開発努力の推進に寄与する目的で供与されたもの
2008	ノン・プロジェクト無償資金協力	13億円	パレスチナ自治政府に対して、統治の経済社会開発努力の推進に寄与する目的で供与されたもの

年度	案件名	供与金額	概要
行財政能力向上②地方行政能力向上プログラム			
2009	ヨルダン渓谷コミュニティのための公共サービス支援計画	11.76億円	公共サービスのインフラ整備のために、ヨルダン渓谷地域における学校、病院ならびにコミュニティセンターの建築、道路網整備、電力網整備および必要機材の調達を行う。
2008	ジェリコ市内生活道路整備計画	8.09億円	「平和と繁栄の回廊」構想の具体化の一環であり、ヨルダン川西岸の交通の要衝でありながら道路状況が劣悪なジェリコ市において、61路線約20キロメートルの道路舗装、10路線約9キロメートルの街灯、及び5路線約3キロメートルの歩道を各々整備するとともに、道路の維持管理に必要な機材を提供する。
経済開発① 産業開発プログラム			
2009	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	6.00億円	ヨルダン川西岸地域においてパレスチナ初の太陽光発電施設を建設、ジェリコ市の電力網に接続されて同市に電力を供給するとともに、「平和と繁栄の回廊」構想の下で建設される農産加工団地にも電力を供給することを予定。

出所：外務省 ODA ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/middle_e/palestine/index.html) などをもとに評価チーム作成(2012年11月現在)

2. 国際機関を通じた支援

国際機関を通じた支援の実績は下記のとおりである。UNDP, UNICEF, UNRWA などが実施機関となり支援が行われている。国際機関を通じた支援は、日本人が活動しにくいガザなどにも国際機関であれば効果的に活動を展開できる点、さらには UNRWA のように難民キャンプへのより良いアクセスを有している点などが、メリットである。また UNDP を実施機関として、のジェリコ農産加工団地(JAIP)の土地造成や給水整備、管理棟建設の事業も行われているように、小規模の支援に対してもきめ細かな対応が可能な点も利点である。

さらには、プロセス面での利点としては、事業開始までの期間が比較的短い点、国際機関がモニタリング等までも対応可能な点などがあげられる。

表 3-11 国際機関を通じた支援の実績(2005 年度以降)

案件名	供与金額	実施機関	備考
生活基盤整備① 上下水サービス向上プログラム			
社会的弱者支援(水衛生分野)	3.32百万ドル	UNICEF	2011年度補正予算
ハーン・ユニス下水処理場施設建設	14.83百万ドル	UNDP	—
ガザ地区・緊急水供給及び水道整備計画	5.42百万ドル	UNDP	—
生活基盤整備② 保健サービス向上プログラム			
ガザ地区難民キャンプ保健所支援	10百万ドル	UNRWA	—
社会的弱者支援(保健・栄養分野)	3.06百万ドル	UNICEF	2011年度補正予算
生殖に関する健康／母子保健に関する知識・サービス改善	0.15百万ドル	IPPF	—
生活基盤整備③ 教育サービス向上プログラム			
社会的弱者支援(教育分野)	6.49百万ドル	UNICEF	—
生活基盤整備④ 社会弱者保護プログラム			
ガザ地区での養蜂業者への支援・雇用創出	0.73百万ドル	UNDP	2010年度補正予算
難民キャンプ緊急コミュニティ再建計画(ガザ地区ハーン・ユニス)	15百万ドル	UNRWA	対ガザ封鎖措置のため中断していたが、2011年同措置の緩和を受けて事業再開。
生活困窮難民シェルター建設計画(ガザ地区)	5.5百万ドル	UNRWA	対ガザ封鎖措置のため中断していたが、2010年同措置の緩和を受け、2012年3月にイスラエルの承認を得て事業再開。

案件名	供与金額	実施機関	備考
保健医療施設再建計画	1.8百万ドル	UNRWA	対ガザ封鎖措置のため中断していたが、2010年同措置の緩和を受け、2012年3月にイスラエルの承認を得て事業再開。
「ヨルダン渓谷における脆弱な周辺地域コミュニティ及び難民コミュニティの生活保護及び持続的な能力強化」計画	5.67百万ドル	FAO UNESCO UNRWA UNIFEM UNOPS	人間の安全保障基金
UNRWAを通じた地域安定へ向けた支援	10百万ドル	UNRWA	2010年度補正予算
社会的弱者に対する法的支援	0.76百万ドル	UNDP	2010年度補正予算
若者の社会活動支援	0.76百万ドル	UNDP	2010年度補正予算
社会的弱者の社会参加支援	2.64百万ドル	UNDP	2010年度補正予算
貧困世帯に対する住宅再建事業(ガザ地区)	5百万ドル	UNDP	—
行財政能力向上② 地方行政能力向上プログラム			
ガザにおけるゴミ処理事業(3つの集積場の拡張・延命工事)	8.53百万ドル	UNDP	—
地方自治体インフラ・サービス提供プロジェクト	0.495百万ドル	世銀	世銀日本信託基金(2008年度)
経済開発① 産業開発プログラム			
ジェリコ・タイベ道路整備計画	1.32百万ドル	UNDP	UNDP日パレスチナ開発基金通常拠出金(2007年度)
農産業団地予定地—ジェリコ市内新野菜市場間道路修復計画	1.59億	UNDP	UNDP日パレスチナ開発基金通常拠出金(2008年度)
ジェリコ農産加工団地予定地(第一ステージ)に係る土地造成	1.16百万ドル	UNDP	UNDP日パレスチナ開発基金通常拠出金(2009年度)
ジェリコ農産加工団地への給水整備	0.86百万ドル	UNDP	UNDP日パレスチナ開発基金通常拠出金(2010年度)
ジェリコ農産加工団地管理棟建設	1.09百万ドル	UNDP	UNDP日パレスチナ開発基金通常拠出金(2011年度)
民間セクター雇用創出支援(EU/PEGASE経由: 2010年度補正予算案件)	8.58百万ドル	EU	2010年度補正予算

出所: 外務省 ODA ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/middle_e/palestine/index.html) などをもとに評価チーム作成(2012年11月現在)

パレスチナ自治政府への支援ではないが、日本は UNRWA への拠出を通じたパレスチナ難民支援を 1953 年以来継続的に実施してきている。

表 3-12 UNRWA への拠出実績(2005 年度以降)

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
拠出額 (百万ドル)	4.83	3.72	3.16	2.85	2.84	1.90	12.85	2.57

注: 2011 年度は補正予算による追加拠出があったため、拠出額が大きくなっている。

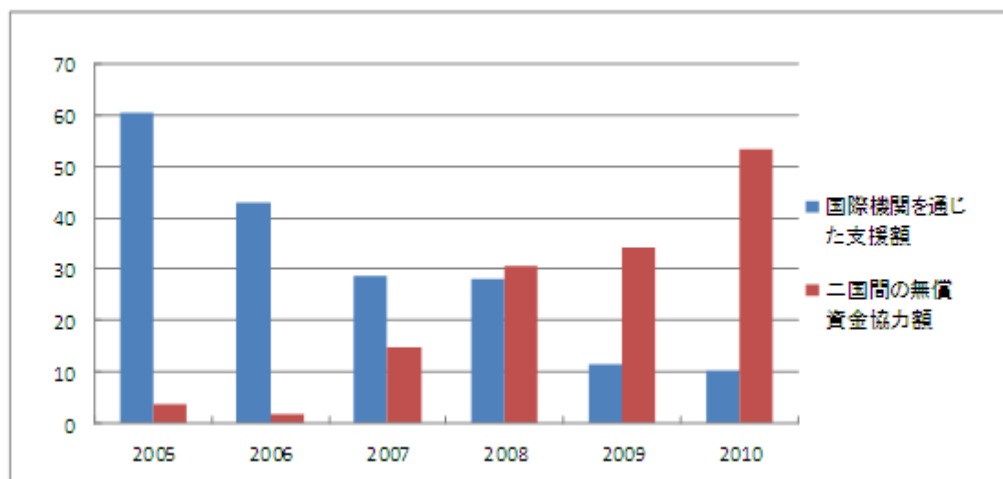
出所: 外務省

コラム1：国際機関経由の支援の意義と課題

日本の対パレスチナ自治区に対する支援の特徴の一つは、国際機関を経由した支援額が多いという点である。特に人道支援や難民支援の分野においてその傾向が顕著であり、2008年から2011年まで毎年、WFPを通して2.7億円、UNRWAを通して6億円、合計8.7億円の食糧援助が継続的に実施されている。UNRWAについては、難民キャンプへの食糧援助に要する費用のうち15～20%がほぼ定常的に日本からの支援である。そのほか、UNDPやUNICEF経由の無償資金協力の比率も高く、ガザ地区をはじめパレスチナ自治区の多くの地域での生活改善事業等に使われている。例えば、UNDPが1988年から実施しているパレスチナ人への援助プログラム(PAPP)に対して、日本政府は1993年から2012年(10月)までに累計327百万ドルの資金援助を行ってきた。

国際機関経由の支援が大きな比率を占めている主たる理由として、日本の援助関係者が直接活動できない地域においても活動が可能な国際機関等と連携することにより支援案件を効率的に形成・実施すること、またイスラエルとパレスチナ自治政府が対立する状況の中では国際機関はより中立的な立場で事業実施ができること、などがあげられる。対パレスチナ支援の場合、日本人が活動しにくいガザなどでも、現地スタッフを多く抱え支援経験の豊富な国際機関であれば効果的に活動を展開できる点、さらにはUNRWAのように難民キャンプへのより良いアクセスを有している点などが、特に緊急性を要する支援においては効果的である。他方、現地で日本の貢献をアピールする点では、国際機関を通じる支援は二国間支援に劣る面もある。また、国際機関を通じた支援はその運営経費の比率が高い場合もあり、現地自治政府の事業実施能力が向上し適切に事業を実施しうる場合には、自治政府をカウンターパートとした二国間支援をより活用することも考慮されるべきであろう。

図 国際機関を通じた対パレスチナ支援金額とその比率の推移(単位:億円)



出所：外務省「政府開発援助(ODA)国別データブック」2010年版および2011年版より作成

上の図は、2005年から2010年までの日本のパレスチナ人に対する無償資金協力のうち、国際機関を通じた支援の金額と二国間の無償資金協力額の推移を対比させたグラフである。この図からわかるように、2005～06年では、無償資金協力の9割以上が国際機関を通じる支援であった。しかし、2006年以降、国際機関を通じる支援金額とその無償資金協力に占める比率は次第に減少し、それに代わって二国間支援による事業が拡大してきた。この背景には、2007年以降、(パレスチナ自治政府の財政不足の深刻化とその一方で財政管理能力の向上を受けて)比較的金額の大きい(二国間の)ノンプロジェクト無償資金協力の供与を始めたこと、また、2008年以降、ジェリコを中核とするヨルダン川西岸地域のさまざまな二国間支援事業が進展し始めたことなどがあげられる。また、それとともに、パレスチナ(特に西岸地域)における日本自身の支援経験が蓄積され始めたと評価することもできよう。

その一方、上記の統計には示されていないが、2010年度と2011年度には、補正予算による国際機関に対する追加拠出がなされていることも見逃せない。以下は、2010～11年度における国際機関への追加拠出額を示した表である。

国際機関への追加拠出額(単位:億円)

	3 機関合計	UNDP	UNICEF	UNRWA
2010 年度	28.4	18.42	0	10
2011 年度	54.79	20.4	9.55	25

出所: 外務省「対パレスチナ自治区 国別援助方針 別紙・事業展開計画」(2012年12月)より作成

上記のようにその多くは、UNRWA を通じた難民支援のほか、UNDP や UNICEF のガザや西岸での上下水道整備や社会的弱者の生活向上支援事業に使われている。こうした国際機関への追加拠出は、重点分野に対しより柔軟かつ迅速に資金を配分・供与できるというメリットがある。また、国際機関にとって、短期的には事業推進のためのきわめて有益な資金源であるものの、その一方で、その性格上、予見不可能かつ当初予算では代替が不可能な緊急の事業を対象とするものであるため、成果の早期発現が求められ、計画的な事業実施の面での難しさもある。

このように、日本のパレスチナ自治政府支援において、国際機関を通じた支援は大きな意義を持っている。ただし、こうした国際機関を通じた支援の詳細に関しては、「国際機関が責任をもって適正に実施し、我が国としても中間報告書、最終報告書の提出を受け、適正な執行を確認している」とされ、その報告書は一般には公開されていないが、国民に対する情報公開の観点から、これら報告書を今後公開できる体制整備が望まれる。

3. 日本NGO連携無償資金協力

2005 年度以降に実施された日本 NGO 連携無償資金協力は 6 件であり、各案件の供与金額及び概要は以下のとおりである。NGO は、コミュニティに根差した支援が可能であることや、ガザや東エルサレムなど二国間での支援が難しい地域でも活動ができることがメリットである。また、NGO 活動は日本人の顔が見える支援として重要であり、日本 NGO 連携無償資金協力の NGO は、その地道な活動が各地域で高く評価されている。

表 3-13 日本 NGO 連携無償資金協力の実績(2005 年度以降)

年度	案件名	供与金額 (円)	分野	実施機関	概要
2012 ～	東エルサレムにおける学校・地域保健事業	21,082,842	医療保健	特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター	—
2010 ～	ガザ地区農業セクターの復興と強化、人材育成と環境保全型農業の普及事業	127,131,449	農林業	特定非営利活動法人パレスチナ子どものキャンペーン	ガザ地区の農業地を復興し、安定的な食糧確保と自給率の向上、環境保全と緑化を支援するもの。
2011 ～	ヘブロン青少年の心理的ケアのための教育的市民社会ネットワーク拡充事業	19,733,792	教育・人づくり	特定非営利活動法人ピースビルダーズ	教師やソーシャルワーカーを対象としたワークショップ事業を展開し、心理社会的ケアの知識と技術を学び、市民社会と公的教育機関関係者の基盤的体制を構築する。

年度	案件名	供与金額 (円)	分野	実施機関	概要
2009 ～ 2011	パレスチナ西岸地区におけるオリーブ害虫対策と女性グループの貧困削減	98,571,422	その他(貧困削減)	公益社団法人日本国際民間協力会	西岸地区における農業生産性と農業製品の品質を向上させ、農家の収入創出及び貧困削減を図るための支援を実施するもの。 (ア) オリーブ生産における害虫(オリーブミバエ)の防除対策 (イ) 女性リーダー格に対する有機農法・加工技術トレーニング
2011 ～	地域主導型パレスチナ自治区西岸地域における青少年育成事業	39,640,689	教育・人づくり	特定非営利活動法人国境なき子どもたち	青少年を経済面・心身面で双方向から支援することを目的とし、職業訓練やユースプログラムを含む非公式教育・人づくりを実施する。また、地域主導を促進し、子どもや青少年の育成環境を支援できるよう地域ネットワークを構築する。
2008 ～ 2010	パレスチナでの心理サポートに関わる人材育成	39,496,988	—	特定非営利活動法人パレスチナ子どものキャンペーン	西岸において、幼稚園の先生と村の母親たちを育成するために、ソーシャルワーカーを村に派遣し、農村部の女性たちに研修やワークショップを実施。

出所: 外務省 ODA ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/middle_e/palestine/index.html) などをもとに評価チーム作成(2012年11月現在)

4. 草の根・人間の安全保障無償資金協力

日本は、草の根・人間の安全保障無償資金協力として、2005年度から2011年度までの間、民生環境分野に約2.93億円(31件)、教育研究分野に約2.91億円(31件)、医療保健分野に約1.99億円(22件)、農林水産分野に7.8千万円(7件)、その他の分野に5.4千万円(7件)の援助を行っており、広く地域社会のインフラ整備に貢献している。

パレスチナ自治区での「草の根・人間の安全保障無償資金協力」は、脆弱な人口が多くいる地域を対象とすることや、占領下にある民生上の困難を緩和することが考慮されている。特に、ガザは重点地域の一つとなっている。また、日本の対パレスチナ支援の重点施策との関連性も考えられているため、結果的にジェリコ及びヨルダン渓谷地域での案件が多くなっている。

申請団体の多くは、市や町などの地方公共団体である。地方公共団体による申請が多いのは、パレスチナ自治政府から配分される予算が少ないこと、またプロジェクトの実施能力が高いという背景がある。1件当たりの予算はほとんどが1,000万円以下となっている。

表 3-14 草の根・人間の安全保障無償資金協力実績(2005年度以降)

年度	案件名	供与金額 (円)
民生環境		293,025,551
2011	ベツレヘム及びヘブロン県内の身体障害者のための地域支援向上計画	9,987,580
2011	シュユーフ市電線網整備・拡張計画	7,653,911
2011	ジャディーダ村電線網拡張・改修計画	9,189,240

年度	案件名	供与金額 (円)
2011	ガザ地域障害者ケア協会聴覚・言語療法センター機材整備計画	9,994,255
2011	ヘブロン県内 3 小・中学校におけるトイレ施設整備計画	9,876,597
2011	アッカーバ市水道網拡張計画	8,906,319
2011	アナタ町水道網改修計画	7,665,570
2010	クフル・エイン村電線網拡張計画	9,777,598
2009	アル・バダン村水道網修復計画	9,991,000
2009	ダーヒリーヤ市水道網拡張計画	9,949,800
2009	ザバーブデ町電線網修復計画	8,443,425
2009	イマティン村電線網修復計画	7,959,325
2008	ベイト・ドゥッコ村雨水貯水槽設置計画	9,889,534
2008	ザータラ町水道網整備計画	9,943,887
2008	ズブバ村電線網拡張計画	7,389,861
2008	サナブレ・エルハイル障害者協会診療・初等教育施設整備計画	9,965,470
2008	アル・ウベディーエ市水道網整備計画	9,942,870
2008	アル・クハデル村教育施設雨水貯水槽設置計画	9,587,259
2008	アイナブウス村水道網整備計画	9,668,167
2008	シリス村電線網修復計画	9,121,360
2008	ウンム・リハン村污水处理施設建設計画	9,868,968
2007	シーラート・ハルセヤ市電線網修復及び拡張計画	9,940,504
2007	デール・エスティア町電線網修復計画	9,860,000
2007	ベイト・スリーク村雨水貯水槽設置計画	9,718,480
2007	フルーシュ・ベイト・ダジャン村上水道拡張計画	9,959,992
2007	アナツサリア村電線網改善及び拡張計画	9,403,656
2006	カラワット・パニ・ゼイド村電線網拡張計画	9,990,000
2006	アカバ村給水車整備計画	9,990,000
2006	ベイト・ドゥッコ村雨水貯水槽設置計画	9,727,263
2006	ベイト・ハッサン村飲料水用パイプライン取り替え計画	9,729,705
2006	サルフィート市下水道網拡張計画	9,933,945
教育研究		291,479,796
2011	ハス町学校教室増設計画	9,912,820
2011	ウベディーヤ市における学校教室増設計画	9,966,042
2011	サルタ村女子学校校舎新設計画	9,975,565
2010	アバ小学校校舎新設計画	9,997,840

年度	案件名	供与金額 (円)
2010	シュウファート難民キャンプ学校教室増築計画	9,955,916
2010	カリト・アル・メイヤ男子学校校舎新設計画	9,994,268
2009	ヘブロン県内 8 小・中学校に対する雨水貯水槽設置計画	9,986,880
2009	ドーハ市女子小学校教室増築計画	9,729,071
2009	ウンム・アルトゥート女子学校増築計画	9,701,364
2008	シルワッド女子小学校教室増築計画	9,790,207
2008	サヌール村男子校増築計画	9,979,143
2008	アル・カルメル村新小学校舎建設計画	9,969,086
2008	アル・アットゥフ村小学校増築計画	9,190,968
2008	ベイト・ファジャール市アル・ワファ女子小学校教室増築計画	9,848,289
2007	アル・ダハリヤ市クハウラ女子小学校教室増築計画	9,929,020
2007	聖ディミアナス・コプト正教会学校改善計画	9,771,956
2007	アル・シャワウレ村男子中学校教室増築計画	9,900,716
2007	デール・ジャリール村女子学校教室新築計画	9,952,568
2007	メイサルーン女子小学校新校舎建築計画	9,858,144
2007	ムサラス・アル・シュハダー中学校教室増築計画	9,878,212
2006	トゥバス市アブサール・アルジャーファリ女子小学校教室増築計画	8,291,589
2006	アッカーバ市女子学校新校舎増築計画	9,839,151
2006	アブ・ファラハ村男子小学校新築計画	9,898,980
2006	ヤッタ市アル・アミン男子小学校教室内装整備及び増築計画	9,021,525
2006	ダール・サラハ小学校新校舎建設計画	9,988,779
2006	ベイタ女子小中学校新校舎増築計画	9,968,799
2006	アルヌウェイメ小学校教室増築計画	7,873,563
2006	ドーハ女子小学校新校舎内装整備計画	5,534,793
2006	アラブ福音司教派学校公衆衛生改善計画	9,946,932
2005	ホープ・フワラズ学園安全性向上支援計画	3,875,540
2005	国内選挙監視員支援計画	9,952,070
医療保健		199,323,121
2011	デヘイシャ難民キャンプ障害者教育施設拡張計画	9,996,836
2011	コベル町公立診療所移転・整備計画	9,946,462
2010	ラアーヤ救急医療センター手術・救命機材設置計画	9,959,676
2010	シェパード・フィールド病院エックス線部門新設計画	8,300,200
2010	聖ジョセフ病院医療機材整備計画	7,390,844

年度	案件名	供与金額 (円)
2010	アズブーン産科・救急病院医療機器完備計画	8,884,692
2010	ファルア地域リハビリテーションセンター理学・聴覚療法ユニット設置計画	7,053,478
2009	SOS 移動クリニック強化計画移動クリニック強化計画	5,426,040
2009	赤新月社エルサレム病院付属産科クリニック改築計画	9,990,485
2008	ガザ地域緊急眼科医療支援計画	9,620,707
2008	西岸僻地におけるコミュニティ・ヘルス向上計画	9,748,510
2008	ガザ地域メンタルヘルス・ケア拡充計画	9,224,190
2008	聖ジョン眼科病院診察機材整備計画	9,966,374
2007	アツラバ市障害者センター内装整備計画	8,585,740
2007	アクナフ・ベイト・アルマクデス慈善協会診療所拡張整備計画	9,901,992
2007	ベイト・サフル市母子診療所移転計画	9,923,800
2007	マカーシド・イスラム慈善病院機材整備及び施設改善計画	8,945,920
2007	パレスチナ・ハッピー・チャイルド・センター検査機材改善計画	8,033,000
2006	アル・アワダ病院内視鏡機材整備計画	9,988,335
2006	聖ジョン眼科病院検査機材改善計画	8,762,118
2006	孤立した地域における巡回診療活動計画	9,990,222
2005	デヘイシャ難民キャンプ診療所整備計画	9,683,500
農林水産		78,019,610
2011	ガザ地域タウフィーク漁業協同組合製氷工場改修計画	9,675,902
2011	ジェリコ農業地帯における堆肥生産施設立ち上げ計画	19,580,000
2010	地方の貧困削減に向けたハーブバッグ加工工場整備計画	9,408,460
2010	貧困家族の女性に対する養蜂研修確立支援計画	9,696,100
2009	ティンナベ地区における堆肥生産増強計画	9,913,750
2008	養蜂技術導入による 5 農村生計向上計画	9,836,650
2006	アル・ジフトリック村灌漑用パイプライン延長計画	9,908,748
その他		53,551,160
2006	イスラエル・パレスチナ間信頼醸成及び三診療所支援計画	9,062,262
2006	イスラエル・パレスチナ間信頼醸成及び和解のための双方遺族間の対話促進計画	9,931,170
2005	イスラエル・パレスチナ間信頼醸成及び双方青少年 IT 啓発セミナー開催支援計画	7,709,350
2005	イスラエル・パレスチナ間信頼醸成及び双方オリーブ農家啓発セミナー開催支援計画	9,544,828
2005	イスラエル・パレスチナ間信頼醸成及び双方児童共同平和教室開催支援計画	7,312,800
2005	イスラエル・パレスチナ間信頼醸成及び平和教育のためのセミナー支援計画	9,990,750

出所：外務省 ODA ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/middle_e/palestine/index.html) より
評価チーム作成 (2012 年 11 月現在)

5. 技術協力プロジェクト

日本による支援の特徴の一つは、JICA が実施する技術協力プロジェクトである。直接資金的な援助が行われる財政支援は、自治政府の存続のためには即効性はあるが、パレスチナ自治政府の自立には繋がらない。JICA の技術協力プロジェクトは、カウンターパート機関の能力向上を目的として実施され、長期的な効果が期待される。

表 3-15 技術協力プロジェクトの実績(2005 年度以降)

年度	案件名	インプット	概要	相手国機関名
生活基盤整備② 保健サービス向上プログラム				
2008 ～2012	母子保健リプロダクティブヘルス向上プロジェクト エー・ズ・ベ	日本側投入(約3.7億円) 1. 専門家 2. 研修員受入(本邦研修, 第三国研修, 現地国内研修) 3. 供与機材 4. 在外事業強化費 相手国側投入: 1. ラマラにおけるプロジェクトオフィスおよび設備 2. カウンターパート配置 3. カウンターパート人件費 4. 合同調整委員会の設置と運営 5. プロジェクトに関する保健データや資料の提供	・母子健康手帳を定着・自主財源化し、パイロット地区で改善された母子保健・リプロダクティブヘルス・サービスを質的・面的に拡大するためのフェーズ2プロジェクト	保健庁プライマリーヘルスケア公衆衛生(PHC・PH)局, 保健庁女性の健康と開発局, 計画庁
2005～ 2008	パレスチナ母子保健に焦点を当てたリプロダクティブヘルス向上プロジェクト	日本側投入(2.58億円) 1. 長期専門家 2. 短期専門家 3. 供与機材 4. 研修員受入: 本邦研修, 第三国研修(インドネシア) 5. NGO委託: 男性, 女性, 青少年住民に対する啓発活動 6. ローカルコンサルタントによるパイロット地区のベースライン調査 相手国側投入: プロジェクト・ディレクター, プロジェクト・マネージャー及びカウンターパートの配置	パレスチナ自治区における女性と子供の健康改善のため、母子健康手帳活用普及のモデルを確立して、自治区全域へ展開することを目指すもの	保健庁プライマリーヘルスケア(PHC)局
行財政能力向上① 財政能力強化プログラム				
2010～ 2012	固定資産税システム改善	日本側投入 1. 第1年度: 7人×2週間×2回(第1ターム, 第2ターム)(同一研修員を対象) 2. 第2年度: 7人×1週間×1回 相手国側投入 1. 研修員の選出 2. 本邦研修後, 作成したアクションプランの普及に係る活動(セミナー等)実施にかかる各種調整	・固定資産の評価及びそれにもとづく税の納付・徴収に関する改善を指導できる人材・教材等をMoF内に育成・整備することを目標とした ・本研修の実施により, 将来的にパレスチナにおける固定資産税システムの改善が行われ, 中央省庁及び地方自治体における財政収入の増加に寄与することが期待されている。	パレスチナ自治政府財務庁固定資産税局 (Department of Property Tax, Ministry of Finance, Palestinian Authority)

年度	案件名	インプット	概要	相手国機関名
行財政能力向上② 地方行政能力向上プログラム				
2005～ 2010	地方自治行政制度改善プロジェクト	日本側投入 (7.99億円) 1. 長期専門家: 地方行政/業務調整 2. 短期専門化: 地方財政, 広域協力, 研修運営管理 3. 短期業務実施: JCspd能力強化, コミュニティ開発, パイロット事業, 業務調整 4. 研修員受け入れ: 本邦研修 (年8名程度), 第三国研修 (アンマン総計61名) 5. 供与機材: 研修所施設資機材, 車輛 6. 現地活動: 現地国内研修, 政策課題ワークショップ, 地方財政診断調査, JC戦略策定ワークショップ, パイロット事業, 研修ニーズ・アセスメント, 各ワーキンググループ運営等 相手国側投入: 1. カウンターパート人件費 2. PMO事務所の施設・土地 3. 地方公務員研修所の施設・土地	パレスチナ自治政府は, 1994年の暫定自治区発足以降, ①地方財政政策の不在と制度整備の遅れ, ②自治体間の広域協力に関する能力不足の二点を課題として抱えていた。本事業では問題改善に向けて以下のプロジェクト目標を掲げている。 ・地方行政を強化するための地方財政政策と広域行政戦略を作成し, これらを実施するための基盤を整備することを目的とする ・地方財政および行政サービスの改善に向けた基本的な方針が関係者の間で認識され, 促進される。 ・地方自治庁が地方自治体の能力強化のための研修を実施できるようになる。	地方自治庁 (Ministry of Local Government,)
2005～ 2010	ジェリコ及びヨルダン渓谷における廃棄物管理・処理能力向上プロジェクト	日本側投入 (4.82億円) 1. 専門家派遣: 総括/廃棄物管理計画, 副総括/キャパシティ・ディベロップメント支援, 医療廃棄物/環境社会配慮, 埋立処分場改善, 業務調整 2. 供与機材: 処分場改善, 研修用機材 3. 研修員受け入れ: 初年度5名, 2年度以降10名/年程度 4. 現地活動費: パイロットプロジェクトの費用 (埋立処分場の改善, 収集・運搬等) 相手国側投入: 1) カウンターパートの配置 2) オフィススペース (家具付) と補助要員, セミナー/ワークショップ会場, プロジェクト実施に必要な土地の提供	パレスチナ自治区では, 検問所の存在による処分場へのアクセス制限や, コストの増大による財政難などで, 十分な廃棄物管理サービスを提供できていない。その結果, 野焼きが行われ, 人々の健康や環境への悪影響が懸念されている。そこで本事業では以下二点のプロジェクト目標を掲げている。 ①ジェリコ及びヨルダン渓谷地域 (JJRRV) に持続的で衛生的な廃棄物管理システムを導入する。 ②他地域の自治体及びJCspdが行う廃棄物管理のモデルケースとなることを目的とする	地方自治庁, ジェリコ及びヨルダン渓谷地域における廃棄物管理広域行政カウンシル (Ministry of Local Government, JCspd for SWM in Jericho and Jordan River Rift Valley)
経済開発① 産業開発プログラム				
2010～ 2013 (実施中)	ジェリコ農産加工団地のためのPIEFZA機能強化プロジェクト	日本側投入: 1. 専門家の派遣 2. 必要分野における現地コンサルタント 3. 供与機材 4. セミナー, ワークショップ実施 5. プロジェクト経費 (投資プロモーションマテリアル, OA機器など) 相手国側投入: 1. カウンターパート (PIEFZA DG及び新規雇用も含む本プロジェクトに割り当てられたPIEFZAスタッフ) 2. プロジェクト経常経費 3. PIEFZAによる組織内スタッフトレーニングに要する経費 4. 必要事務機器を揃えたオフィススペース	・ジェリコ農産加工団地 (JAIP) の開発・運営に関する準備が進行しているが, JAIPの設立・運営を所管するPIEFZAでは, 必要なノウハウを有するスタッフや予算の不足が深刻で, また, イスラエルとの関係による政治的・経済的な制約や世界的な景気後退により, 戦略的な観点からの立て直しが求められている。 ・本プロジェクトでは, PIEFZAの能力強化を支援し, パレスチナ経済の自立化を包括的に支援する。	パレスチナ工業団地・自由貿易特区庁 (Palestinian Industrial Estates and Free Zones Authority (PIEFZA))

年度	案件名	インプット	概要	相手国機関名
経済開発② 農業開発プログラム				
2011～ 2015 (実施中)	ヨルダン・ ロジック ヨルダン・ 渓谷 地域 高付 加価値 型農業 普及 改善 プ ロ ジ ェ ク ト	日本側投入: 1. 専門家派遣 2. 機材供与(車両, OA機器 合計0.05億円程度) 3. カウンターパート研修(国別研修6名, 第三国研修60名程度 合計64名程度) 4. 現地業務費(事務経費, ローカルコンサルタント, 普及活動に必要な機材, 応用研究に必要な機材 他 合計1.49億円程度) 相手国側投入: 1. カウンターパートの配置 2. 専門家執務室の配備 3. ローカルコスト 4. カウンターパートの人件費及び旅費	・「持続的農業技術確立のための普及システム強化プロジェクト」で導入された栽培方法の改善や新品種の導入等の技術をより広範に普及させることや、農家の市場対応能力の強化によって農家の収益性を向上させることが今後の課題として農業庁及びJICAの間で認識され、パレスチナは、先の実施プロジェクトの成果を活用しつつこれらの課題に対応するため、本プロジェクトを我が国に要請した。	農業庁 (Ministry of Agriculture), 農業研究所 (National Agriculture Research Center (NARC))
2007～ 2010	持続的農業技術確立のための普及システム強化プロジェクト	日本側投入(5.6億円) 1. 専門家派遣 2. 研修員受入: 本邦研修, 第三国研修, 現地国内研修 3. 供与機材: デモファーム用資機材(灌漑機器等), 試験・研究機材, 普及・研修用機材(視聴覚機材等), 車 相手国側投入: 1. カウンターパートの配置 2. 土地・施設等の手配 3. 専門家執務室及び必要備品(机・椅子等)の提供	・ヨルダン・渓谷地域5カ所にデモ農業試験圃場を設置し、循環型農業、節水農業及び土壌保全に係る研究、普及関係者の能力向上のための研修等を実施した。 ・農家が自立的に循環型農業、節水農業及び土壌保全を実施するための普及活動等を通じて、農業普及体制の基盤を整備。 ・5つのデモ農業試験圃場では、農業庁の研究者、技術者及び普及員が、農家のニーズや課題を検討し、年次計画に則って、中核農家を通じて栽培方法の改善や新品種を導入。 ・デモ農業試験圃場は、ヨルダン・渓谷における「参加型研究・普及のプラットフォーム」として機能したことが、活動に関わる関係者間で確認、共有された。	農業庁 (Ministry of Agriculture), 農業研究所 (National Agriculture Research Center (NARC))
2009～ 2012	官民連携による持続可能な観光振興プロジェクト	日本側投入(1.96億円) 1. 長期専門家(副チーフアドバイザー/地域振興、業務調整/組織強化) 2. 短期専門家(チーフアドバイザー, 観光商品開発他) 3. 本邦研修(観光振興他) 4. 機材 5. 在外事業強化費(ローカルコンサルタント費用等) 相手国側投入: 1. 事務所提供 2. カウンターパートの配置 3. カウンターパート人件費 4. ローカルコスト負担	・観光産業の振興を図るために官民が一体となって観光開発を進めてゆく体制を構築することを目的とする。 ・本プロジェクト実施の結果、官民の代表がジェリコの観光振興の方針について議論するためのプラットフォームであるジェリコ遺跡保存・観光委員会(Jericho Heritage Tourism Committee; JHTC)が形成され、JHTCによって地域住民への裨益を最優先しながら持続的な観光振興を進めるための体制が整えられた。 ・Community Based Tourism (CBT)に留意した活動が展開され、文化遺産の有効活用に向けたサイネージの設置、ハチミツやモザイク商品の開発支援、バザールや展示会の開催、ローカルガイドツアーや料理人に対する研修、観光情報の発信を目的とした観光情報センター(Tourist Information Center; TIC)の設置、観光地図の作成、ジェリコの歴史を紹介するための本の作成等が実施された。	観光遺跡庁 (Ministry of Tourism and Antiquities)

出所: JICA ウェブサイトより評価チーム作成

6. まとめ

日本の対パレスチナ支援では、無償資金協力、国際機関を通じた支援、技術協力プロジェクト等の多様なスキームが用いられている。各スキームにはそれぞれの特徴が

あるが、日本の支援は各スキームを組み合わせながら、援助の効果を最大化できるように工夫している。各スキームの実績・特徴(2005 年度以降)は下記のとおりである。

表 3-16 対パレスチナ支援のスキーム比較

スキーム	件数	金額	特徴
無償資金協力	36 件	218.2 億円(33 件), 7.93 百万ドル(3 件)	・自治政府への直接援助, 国際機関と連携した援助などがある。 ・直接援助の多くを占めるのは, 自治政府への財政支援であるノン・プロジェクト無償である。 ・日本人が活動しにくいガザなどにも国際機関であれば効果的に活動を展開できる点, さらには UNRWA のように難民キャンプへのより良いアクセスを有している点などが, 国際機関を通じた援助のメリットである。
国際機関を通じた支援	26 件	111.35 百万ドル(25 件), 1.59 億円(1 件)	・UNDP, UNICEF, UNRWA などが実施機関となり支援が行われている。
日本 NGO 連携無償資金協力	6 件	3.45 億円	・NGO は, コミュニティに根差した支援が可能であることや, ガザや東エルサレムなど二国間の支援が難しい地域でも活動ができることがメリットである。 ・NGO 活動は日本人の顔が見える支援として重要である。 ・日本 NGO 連携無償資金協力の NGO は, その地道な活動が各地域で高く評価されている。
草の根・人間の安全保障無償資金協力	98 件	9.15 億円	・脆弱な人口が多くいる地域を対象とすることや, 占領下にある民生上の困難を緩和することが考慮されている。 ・日本の対パレスチナ支援の重点施策との関連性も考えられているため, 結果的にジェリコ及びヨルダン渓谷地域での案件が多くなっている。 ・申請団体の多くは, 市や町などの地方公共団体である。
技術協力プロジェクト	9 件	—	・JICA の技術協力プロジェクトは, カウンターパート機関の能力向上を目的として実施され, 長期的な効果が期待される。

出所: 評価チーム作成